

地 方 財 政

財 務 省

2026年9月30日

1. 地方財政の現状

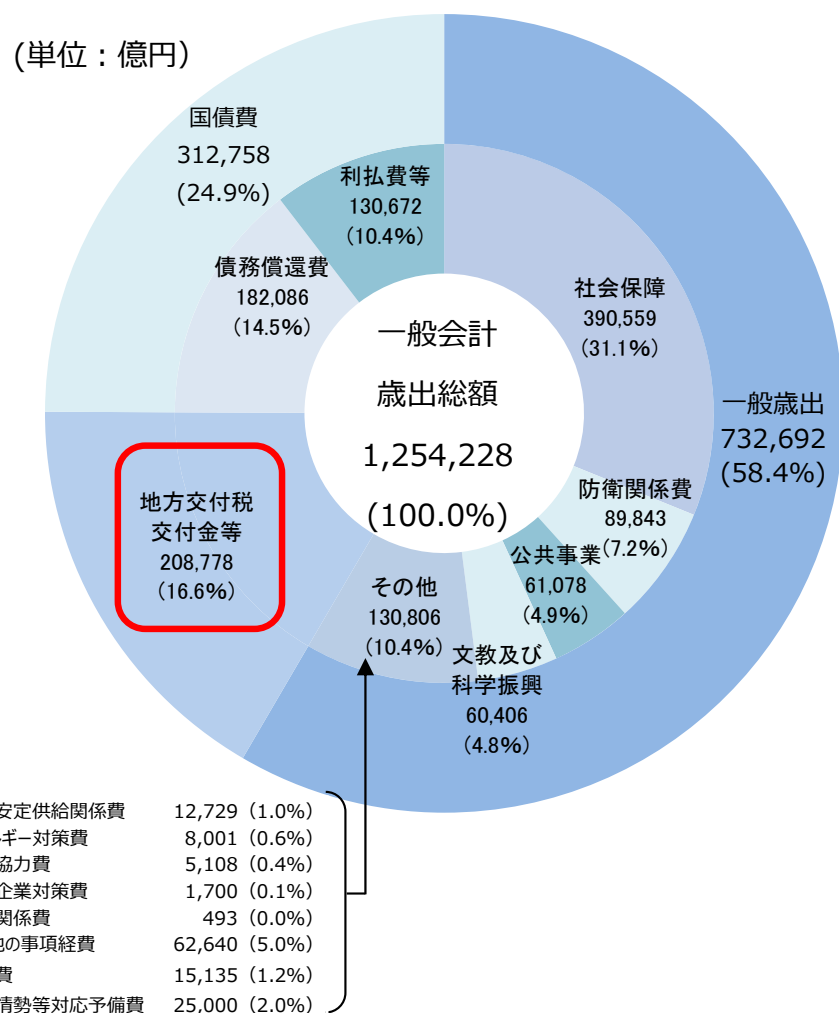
2. 地方財政の課題

- (1) 地域間の財政力格差・税源の偏在の是正
- (2) 地方行政の効率化・広域化等

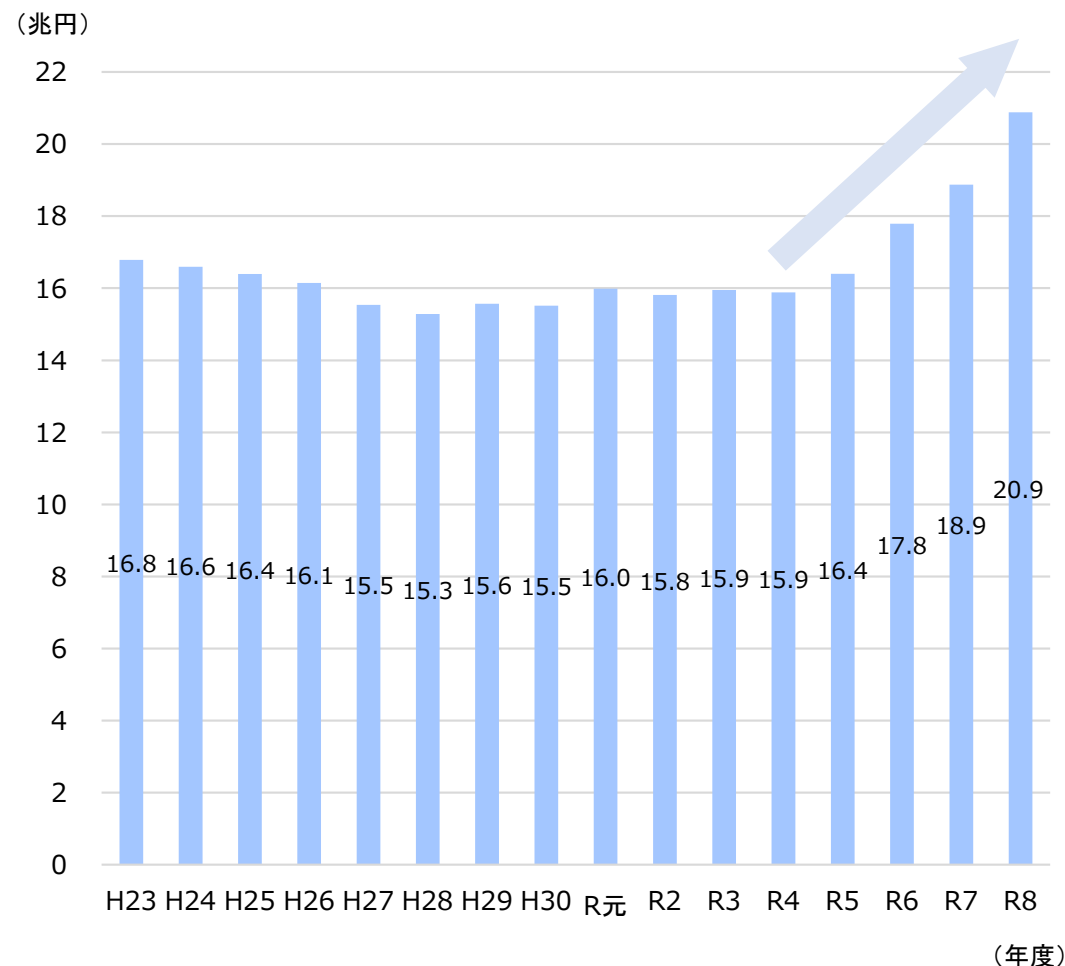
令和 8 年度予算における地方交付税交付金等

- **地方交付税交付金等**（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、**国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）**の中で**2番目に大きい20.9兆円**となっている。地方交付税交付金等の額は、**この数年、税収の動向を反映し、大きな伸び**を見せている。

＜令和 8 年度（補正後）一般会計歳出の構成＞



＜地方交付税交付金等（一般会計・当初予算ベース）の推移＞



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和 8 年度地方財政計画

- **地方交付税総額**については、**財源不足に関する国・地方の折半ルール**（注）と、**一般財源総額実質同水準ルール**に基づいて算定が行われている。

（注）地方財政計画における歳出と歳入のギャップに対して、地方交付税の法定率分（所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%）等を充当しても不足する財源について、国（一般会計からの特例加算）と地方（臨時財政対策債の発行）の折半で負担するルール。

- **令和 8 年度**において、**臨時財政対策債（赤字地方債）は、平成13年度の制度創設以来初めてゼロとなった令和 7 年度に引き続き発行額ゼロ**とした。また、**交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金についても、償還計画額（令和 8 年度：0.7兆円）を上回る2.2兆円を償還**したほか、将来の公債費負担の軽減のため**臨時財政対策債償還基金を積み増し（0.8兆円）**、地方財政の健全化を推進。

◆ 令和 8 年度地方財政計画

（単位：兆円）

【歳出：102.4】	【歳入：102.4】
給与関係経費：24.0	地方交付税：20.2
一般行政経費：45.5 （うち、補助分：28.0 うち、単独分：14.4 うち、地方創生推進費1.0 うち、地方デジタル社会推進費：0.15 うち、地域社会再生事業費：0.4）	地方特例交付金：0.8
投資的経費：12.5	地方税・地方譲与税：51.0
地域未来基金費：0.4	国庫支出金：17.7
臨時財政対策債償還基金費：0.8	地方債：6.1
公債費：10.8	その他：6.6
水準超経費：4.5	
その他：4.0	

一般財源

(72.0)

除く水準超経費
(67.5兆円)

「骨太2026」(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)

・第 3 章 1. 「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現
「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和 8 年度当初予算(注)から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。（中略）

歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。その上で、歳出の目安については、一律抑制型の上限としてではなく、予算全般において歳出改革努力を継続する中で、伸ばすべき歳出と見直すべき歳出を峻別する、規律ある資源配分を実現する枠組みとする。

（注）令和 8 年度地方財政計画を含む。

・第 3 章 3.(4) 持続可能な地方行財政基盤の強化
人材の不足や偏在、デジタル技術の進展といった社会の変化の中でも、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していかなければならない。地方の一般財源の総額を確保して(注)、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

（注）地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和 8 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、国において経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換していくことを踏まえつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。

（注 1）歳出の「その他」は、「維持補修費」及び「公営企業繰出金」。

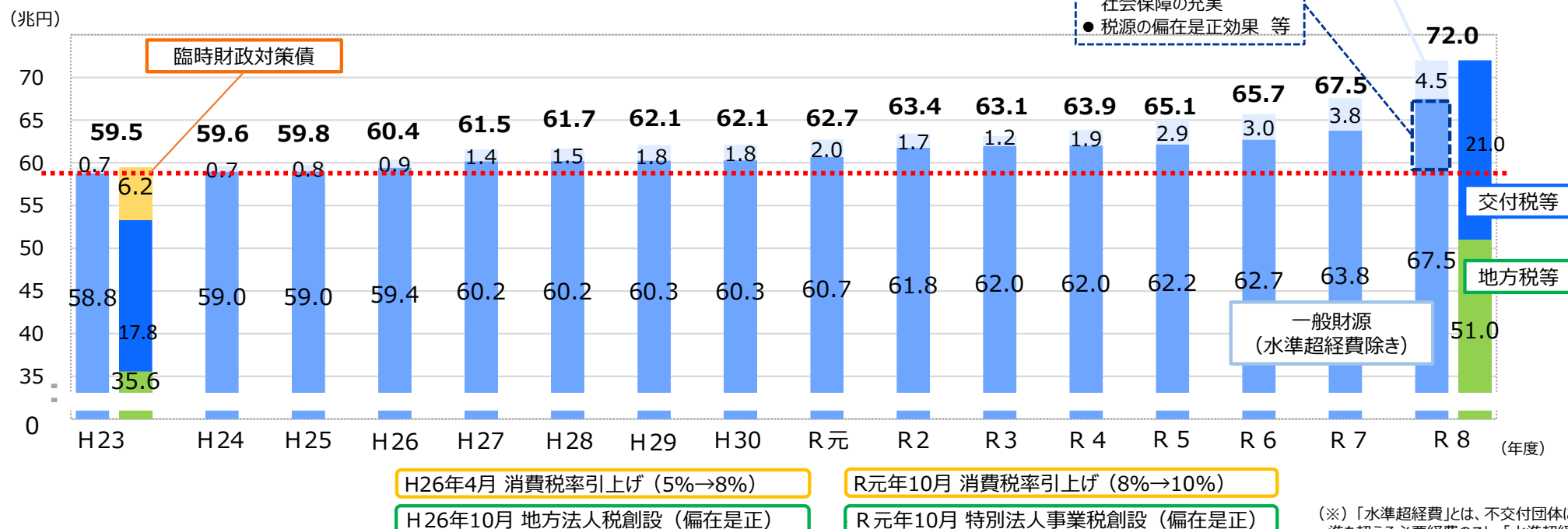
（注 2）臨時財政対策債の発行額は 0 円。

（注 3）歳入の「その他」は、主に「使用料・手数料」及び「雑収入」。

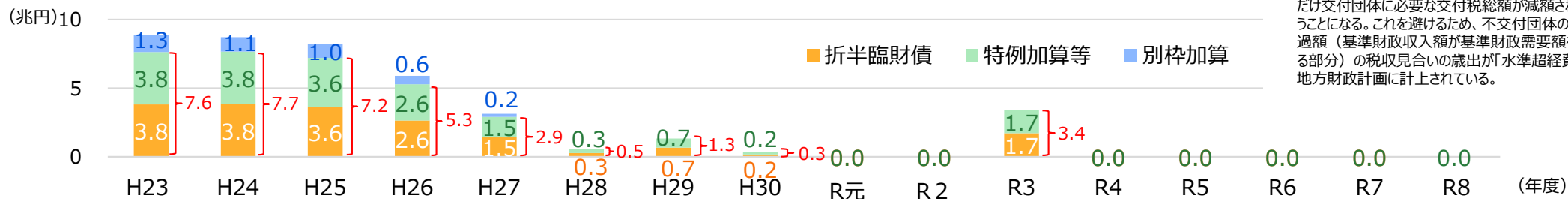
地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

- 「**一般財源総額実質同水準ルール**」は、平成23年度以降、地方財政の健全化のための規律として堅持されてきたものであり、**骨太2026において示された「中長期経済財政計画」においては、同ルールを継続**する旨が規定。
- 同ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、**地方の一般財源総額は**、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、**実質的に同水準で維持**されている。
- 同ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により**折半対象財源不足は減少し、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続**。

◆ 地方一般財源総額の推移



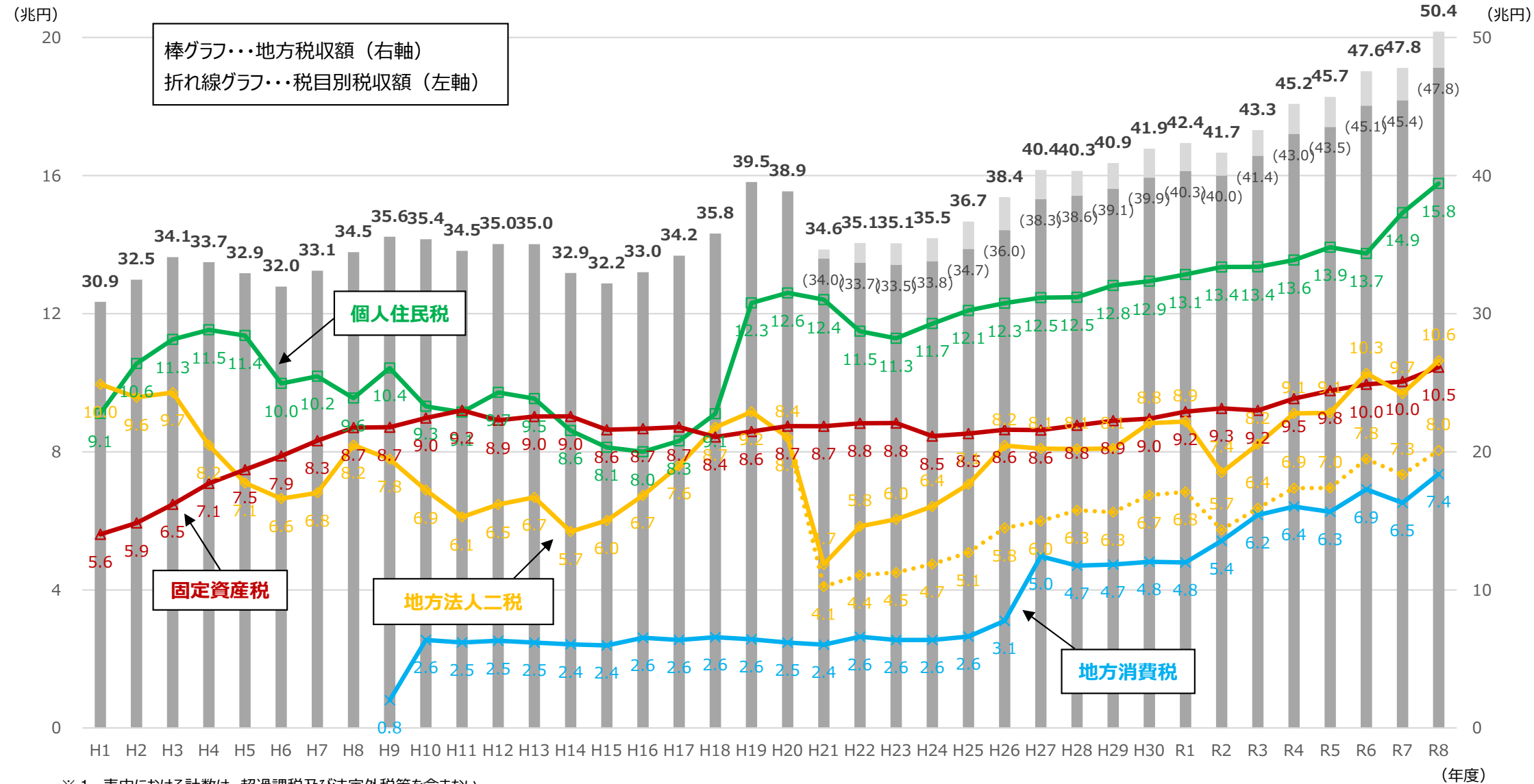
◆ 折半対象財源不足額等の推移 (地方財政計画ベース)



(※)「水準超経費」とは、不交付団体における平均水準を超える必要経費のこと。「水準超経費」を地方財政計画に計上しない場合、地方財政計画上は不交付団体の見合いの歳入が計上されているため、その分だけ交付団体に必要な交付税総額が減額されてしまうことになる。これを避けるため、不交付団体の財源超過額(基準財政収入額が基準財政需要額を上回る部分)の税収見合いの歳出が「水準超経費」として地方財政計画に計上されている。

地方税収の推移

- **地方税収の推移**を見ると、成長型経済に移行する中で、**近年では増加傾向**にあり、**足もとでは過去最高の50.4兆円**となっている。
- 税目別に見ても、**個人住民税・地方法人二税・固定資産税・地方消費税**のいずれも**増加傾向で推移**している。



※ 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。

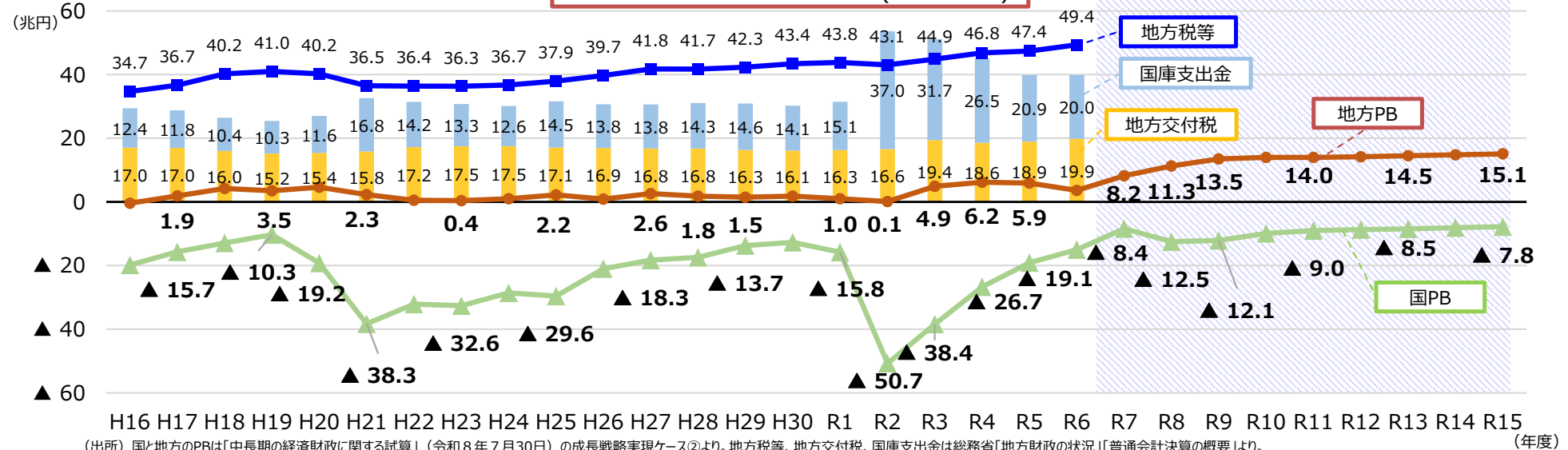
※ 2 R6年度までは決算額、R7及びR8年度は地方財政計画額。

※ 3 H21年度以降の地方税収額の括弧書き及び地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税（R1年度までは地方法人特別譲与税）を含まない。

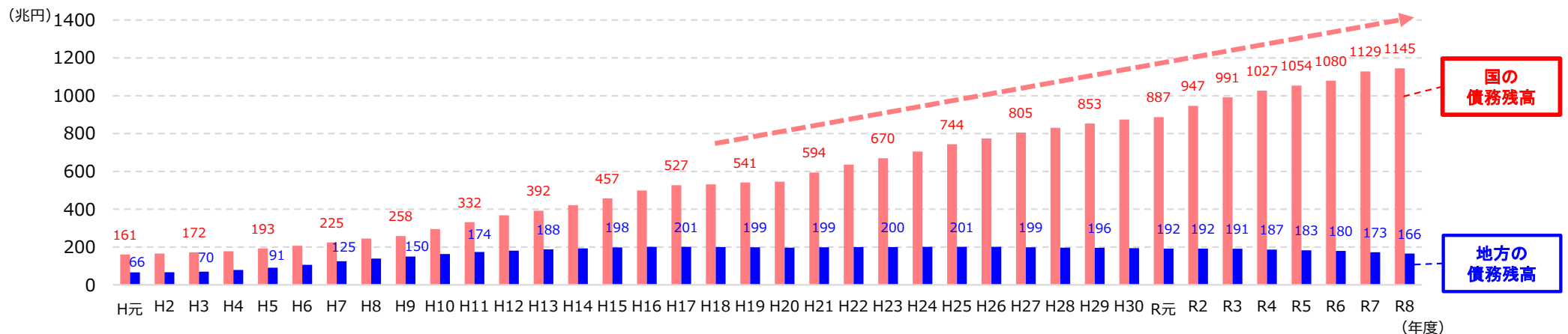
地方の財政状況（フロー・ストック）

- **フローの財政状況**については、リーマンショック・東日本大震災・新型コロナ対応において**国から地方への手厚い財政移転を実施した結果、国PBは赤字で推移する一方で、地方PBは一貫して黒字を維持している。**
- **ストックの財政状況**については、**普通国債残高は累増の一途**をたどっている一方、**地方の債務残高は近年では減少傾向。**

◆ 国・地方の財政状況（フロー）



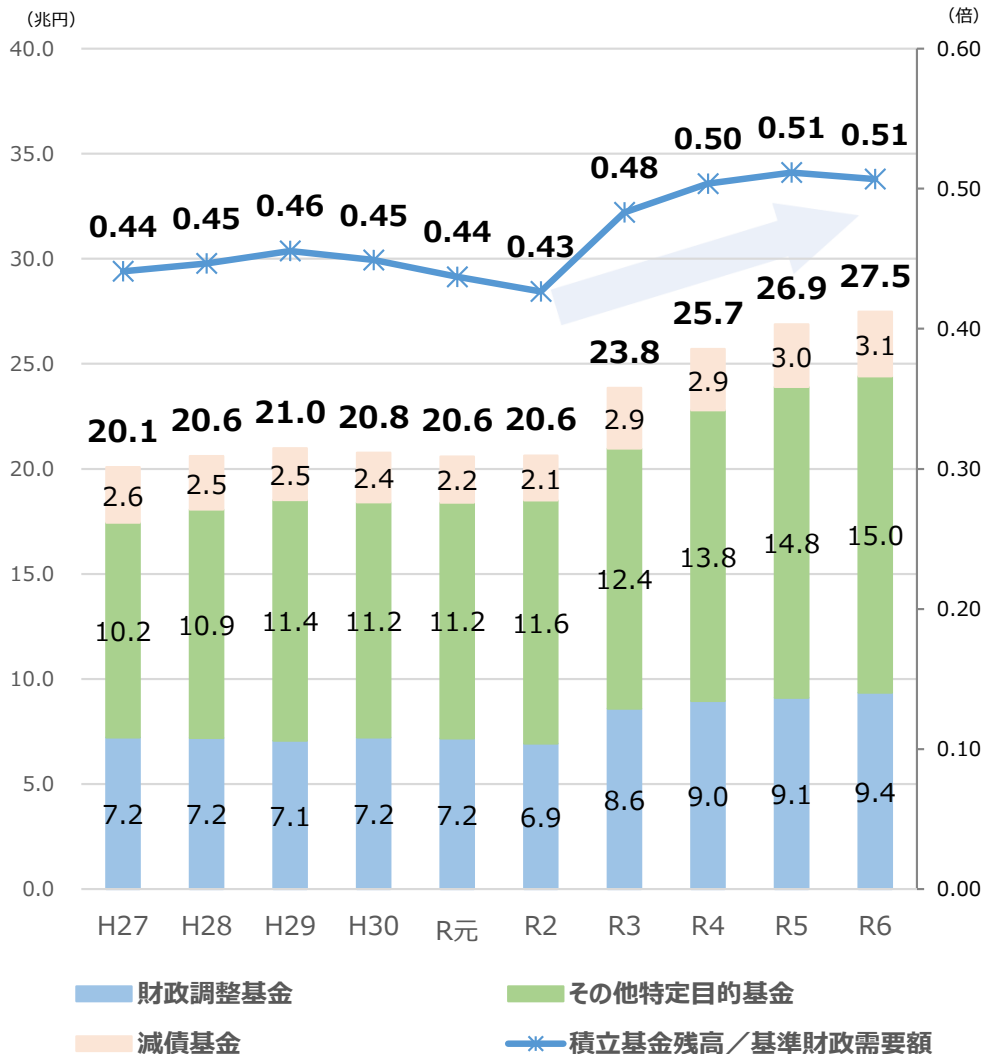
◆ 国・地方の債務残高の推移



地方の財政状況（基金）

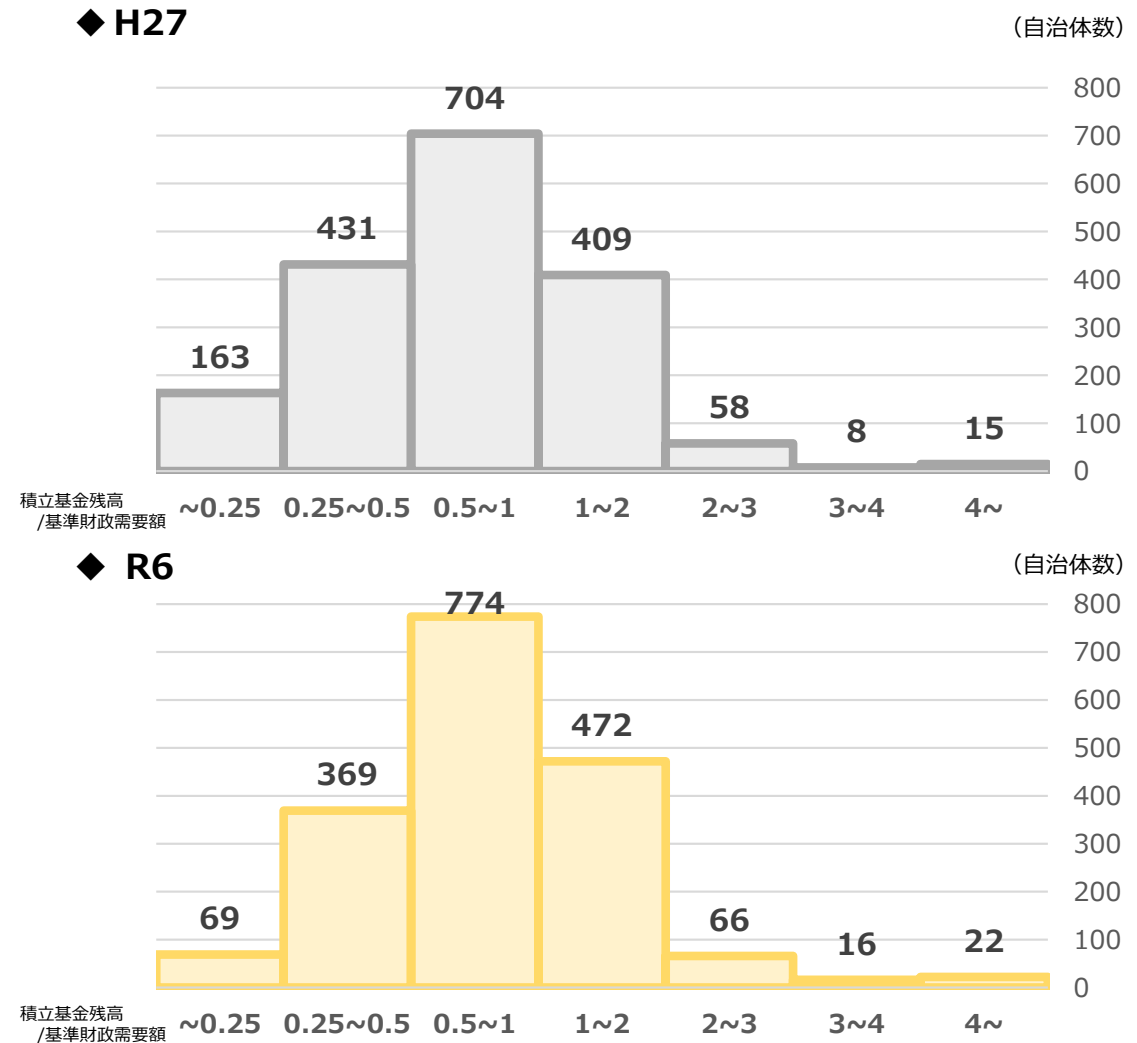
- **地方公共団体全体の基金残高**は、引き続き**増加傾向で推移**し、**基準財政需要額との比率では5割超**に達している。財政調整基金・特定目的基金・減債基金のいずれもが増加傾向。
- **個別の地方公共団体**で見ても、足もと10年間で、**基金残高の規模（基金残高/基準財政需要額）**が**大きい自治体数が増加**。

【地方公共団体の積立基金残高の推移と
積立基金残高の対基準財政需要額に対する比率の推移】



(出所) 総務省「地方財政状況調査」
(注) 「積立基金残高」は東日本大震災分を除く。

【地方公共団体の積立基金残高の規模の分布
（積立基金残高の対基準財政需要額に対する比率ごとの自治体数）】

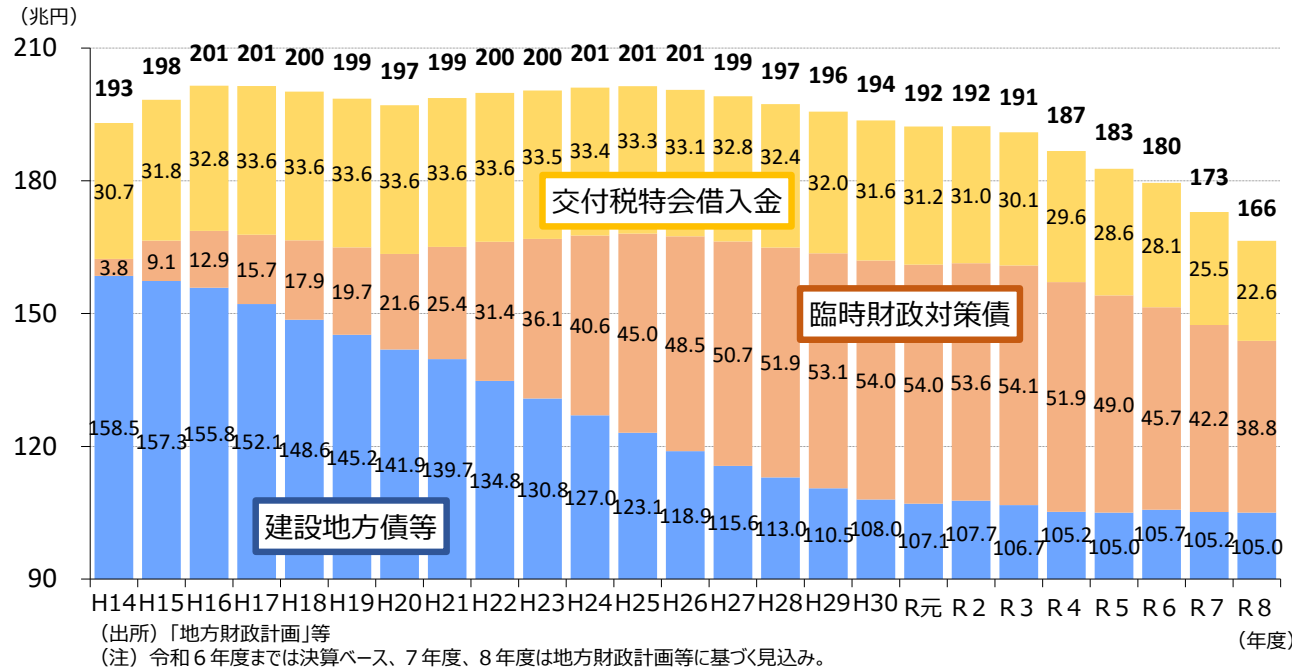


(出所) 総務省「地方財政状況調査」
(注1) 「積立基金残高」は東日本大震災分を除く
(注2) H27はH25～H27の「積立基金残高/基準財政需要額」の平均、R6はR4～R6の「積立基金残高/基準財政需要額」の平均

地方の債務残高の推移

- **建設地方債等の残高**は、平成14年度に**ピークの159兆円**を記録後、**足もとでは105兆円まで減少**。（ピーク比▲53.5兆円）
- 他方、**臨時財政対策債及び交付税特会（交付税及び譲与税配付金特別会計）の借入金**の残高については、近年は減少傾向にあるが、**依然として残高が積み上がっている状況**。特に、**金利のある世界に移行する中**においては、**将来の利払費負担にも配慮した財政運営**が求められることから、**現下の地方財政や金利の状況などを踏まえた着実な償還を実施**していく必要。**足もと、交付税特会借入金の利払費は大きく上昇**しており、将来の交付税原資を確保する観点からも、**引き続き、着実な償還**に取り組む必要。

◆ 地方の債務残高の推移



◆ 交付税特会借入金

- ・ 交付税特会において、過去に、地方財政の財源不足額を補填するため、特例的に行ってきた借入金。
- ・ 法律上、毎年、前年度末残高の範囲内で、必要額を借り入れることとされており、実質的に、短期の借換えを実施。そのため、金利のある世界に移行する中で、金利変動のリスクを受けやすい。

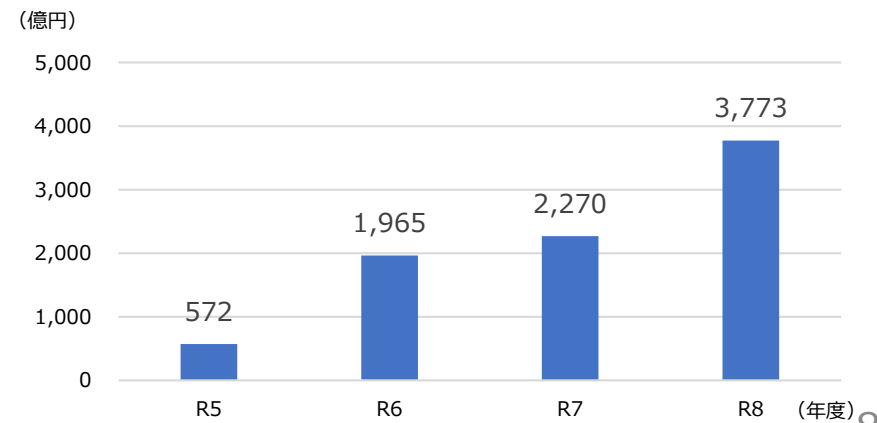
◆ 臨時財政対策債

- ・ 地方財政の財源不足額を補填するため、各地方団体が、特例的に発行してきた地方債。
- ・ 各地方団体ごとに、市場公募（10年債、20年債、30年債など）や財政融資資金の活用等により資金調達を実施。

◆ 日本の国債金利の推移



◆ 交付税特会における利払費（地方財政計画ベース）



1. 地方財政の現状

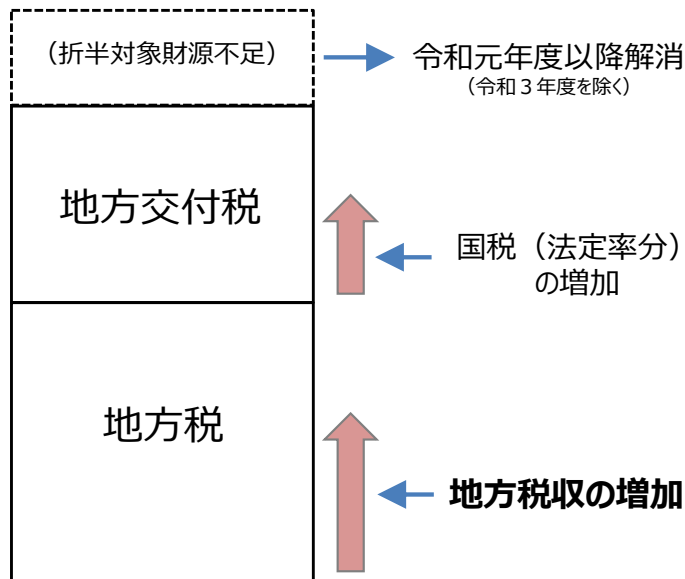
2. 地方財政の課題

- (1) 地域間の財政力格差・税源の偏在の是正
- (2) 地方行政の効率化・広域化等

地方財政をめぐる新たな局面

- 近年の地方財政は、令和元年度以降、コロナ禍を除き折半対象財源不足が継続的に解消され、令和7年度及び8年度に至っては折半外を含めて臨時財政対策債発行がゼロになるなど、従来の地方の財源不足を前提とした局面とは一線を画す状況。
- 成長型経済へ移行し、地方税・地方交付税が基調的な増加傾向となっている中で、引き続き、地方財政の健全化の取組を着実に進めつつ、経済物価動向等の適切な反映し、メリハリの効いた予算編成を行うと同時に、こうした新たな局面で生じる地域間の財政力・行政サービスの格差拡大を抑制する観点から、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に一層取り組む必要。

◆ 地方財政をめぐる新たな局面



成長と分配の好循環
・成長型経済への移行

◆ 成長型経済移行期において取り組むべき課題とR8年度での対応

○ 地方財政健全化の取組

- ✓ 臨時財政対策債の着実な償還
- ✓ 特会借入金の着実な償還

R8地方財政計画において以下の対応

- 臨時財政対策債償還基金費の創設
- 特会借入金の計画を上回る償還 等

○ メリハリの効いた予算編成

- ✓ 経済・物価動向等の適切な反映
- ✓ 人口減少の中でも機能し得る地域社会や産業構造の再構築とそれを可能にする制度設計

R8地方財政計画において以下の対応

- 地方公務員の給与改定に要する地方財源確保、価格転嫁への対応
- DX推進、公営企業の経営改善の推進 等

○ 地域間の財政力格差拡大の抑制

- ✓ 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築
(地方税源の偏在是正)

令和8年度与党税制改正大綱で以下を記載

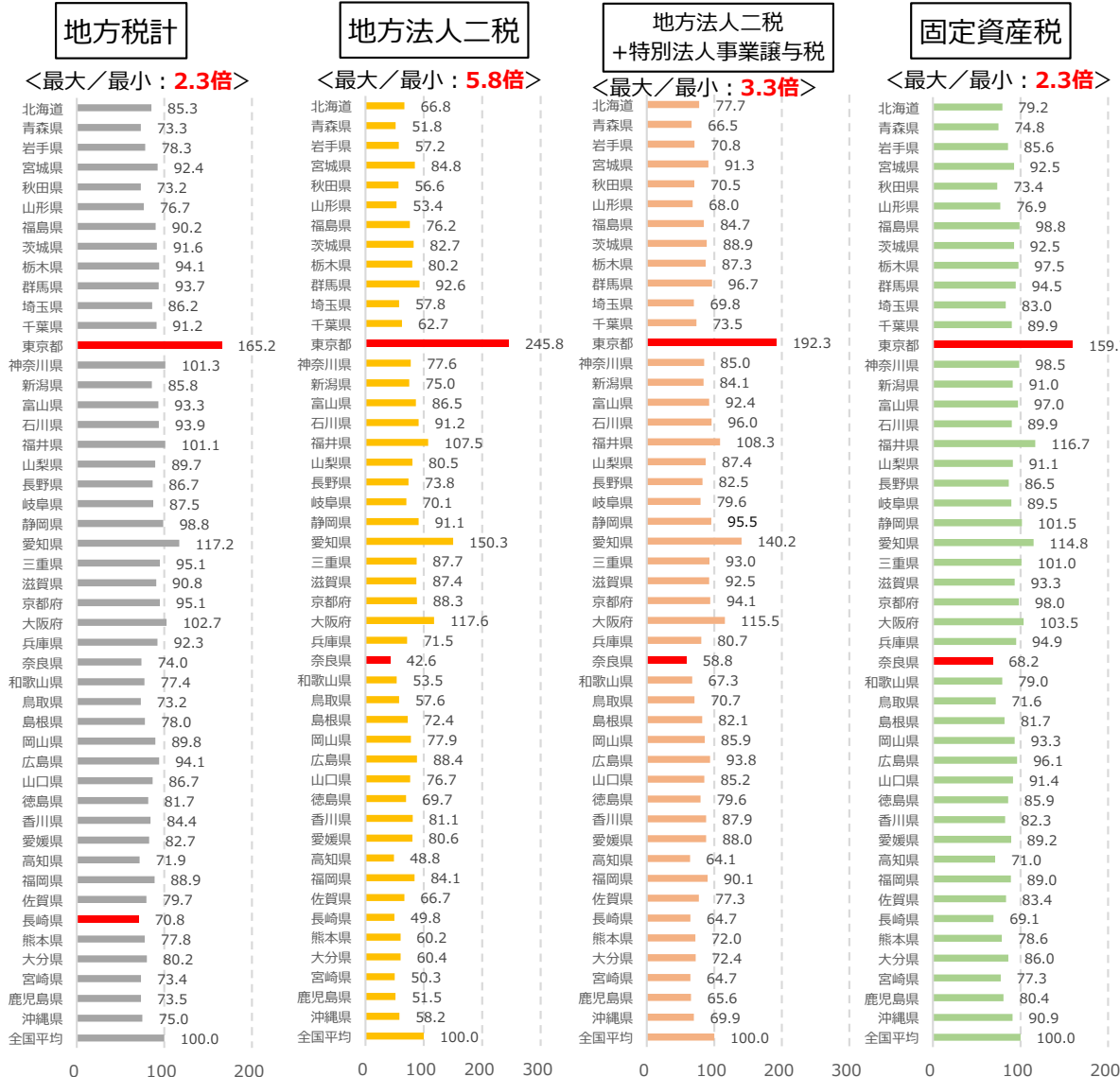
- 新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするなどの措置の検討
- 東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税に関する必要な措置の検討

都道府県別の地方税収の状況

○ 人口1人当たりの税収額でみた場合に、地方税全体では最大/最小では**2.3倍の格差**となっており、中でも、地方法人二税は最大/最小が**5.8倍の格差**、特別法人事業譲与税を含めても最大/最小が**3.3倍の格差**と高い水準にある。

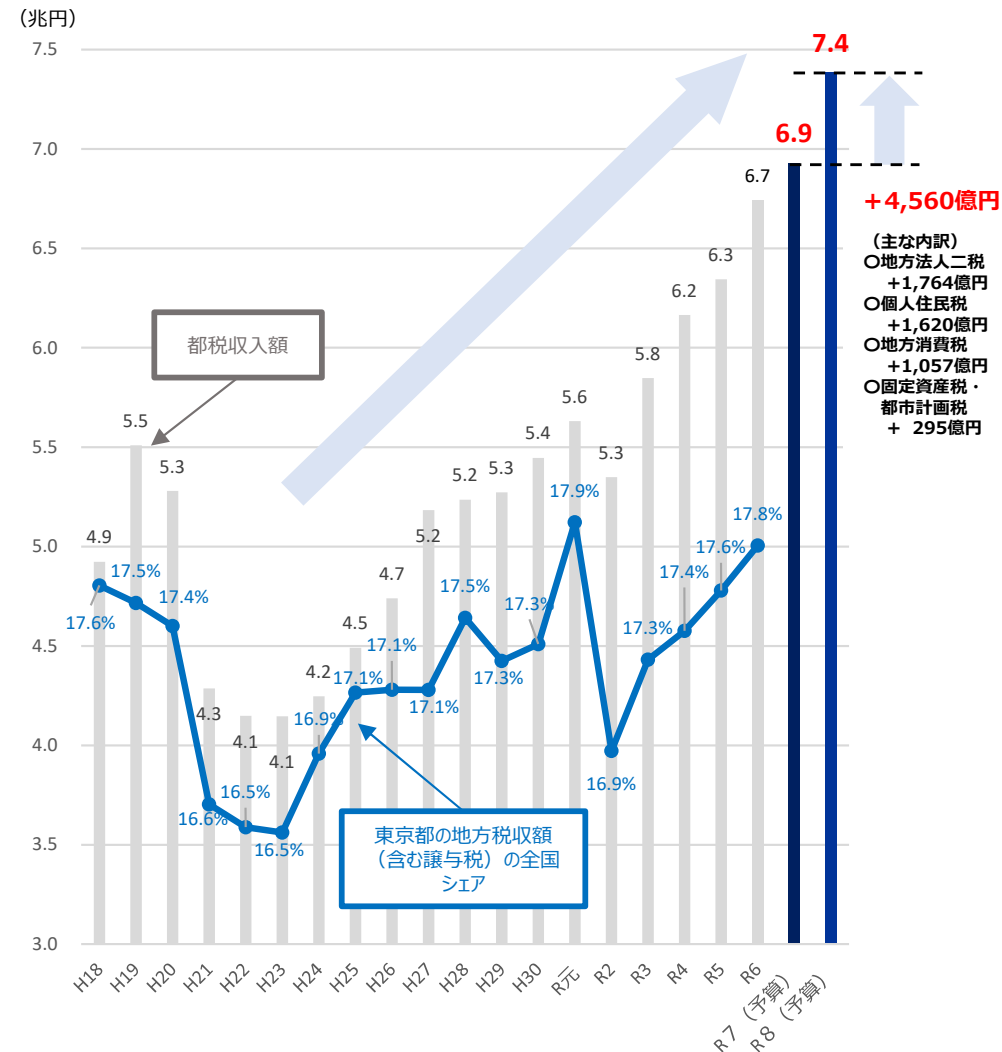
○ 足もとの東京都の税収は堅調に増加。直近の令和8年度の税収増の内訳をみると、地方法人二税による増収が最も大きい。

【地方税収の状況（R6決算、人口1人当たりの税収額の指数）】



（注1）上記の税収は、超過課税等を含まない。（注2）人口は令和7年1月1日の住民基本台帳人口。

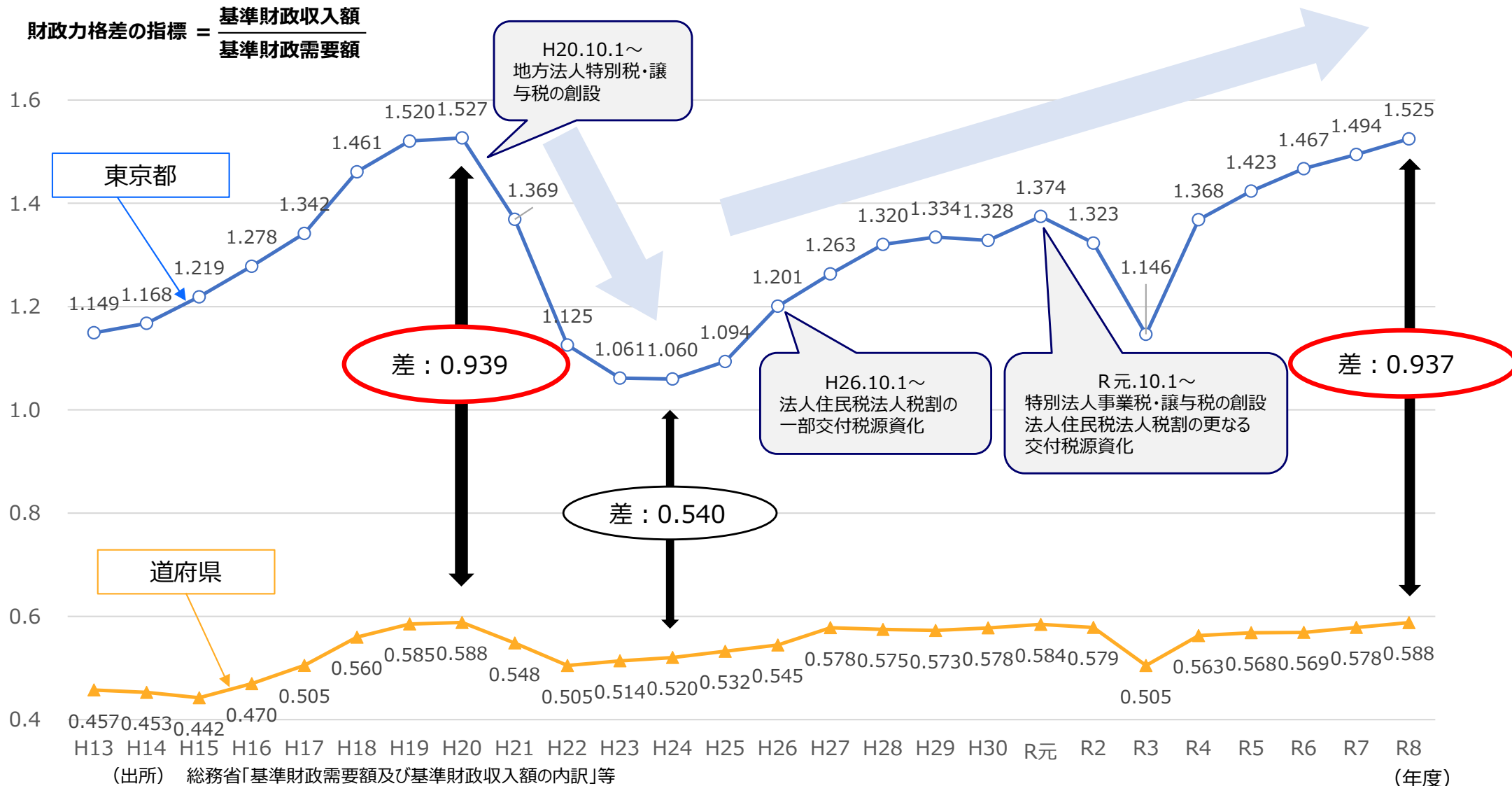
【東京都の税収入額及び全国シェアの推移】



（出所）東京都「都税収入決算額の推移」、「令和8年度東京都予算概要」等

東京都と道府県の財政力の状況の推移

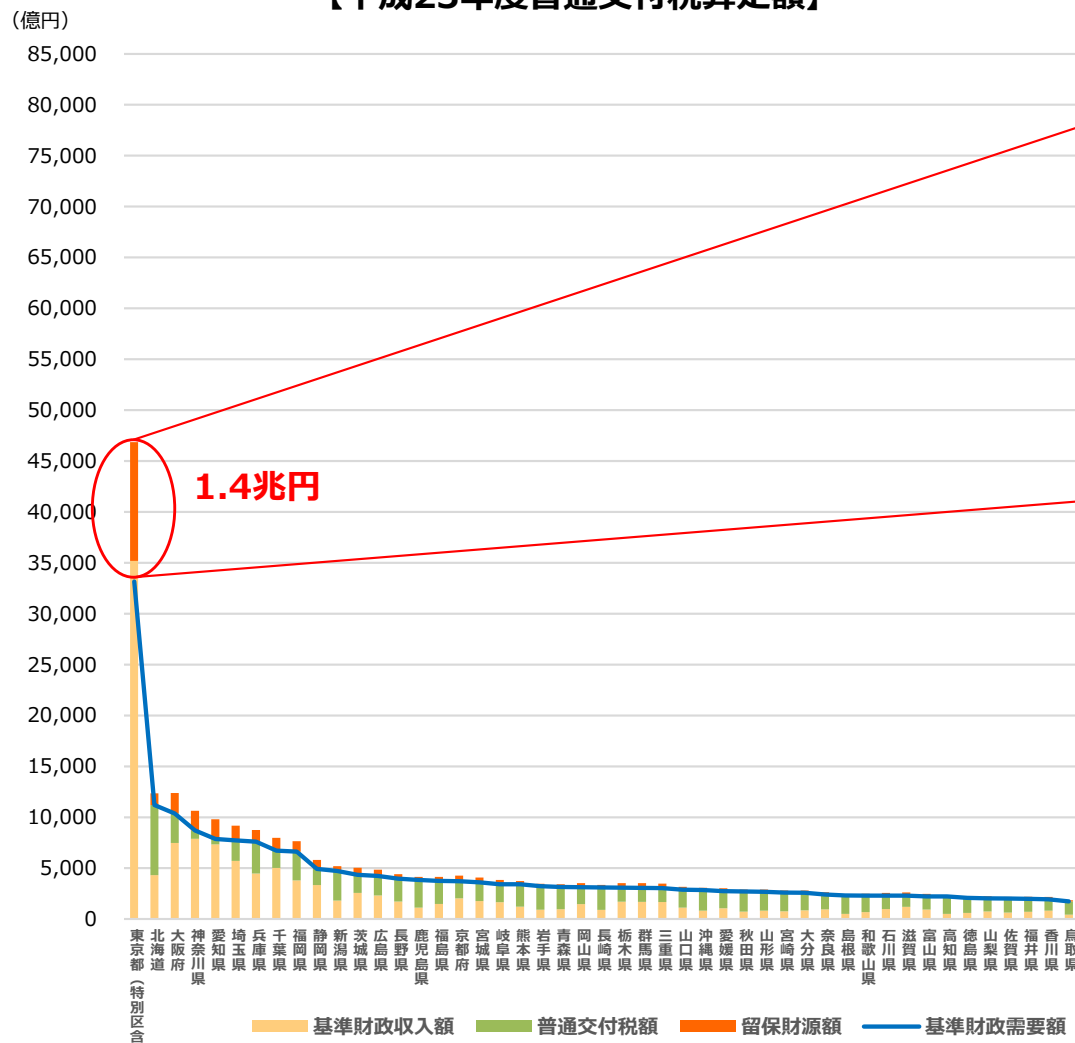
- 地方税源の偏在是正はこれまで累次の措置が講じられてきたが、税収が増加する局面では、地方税源に内在する偏在性により、基準財政収入額と基準財政需要額でみたときの財政力格差の拡大は不可避。
- 足もとの東京都と道府県の財政力の格差は、偏在是正の取組が始まった平成20年度以前の水準まで拡大。



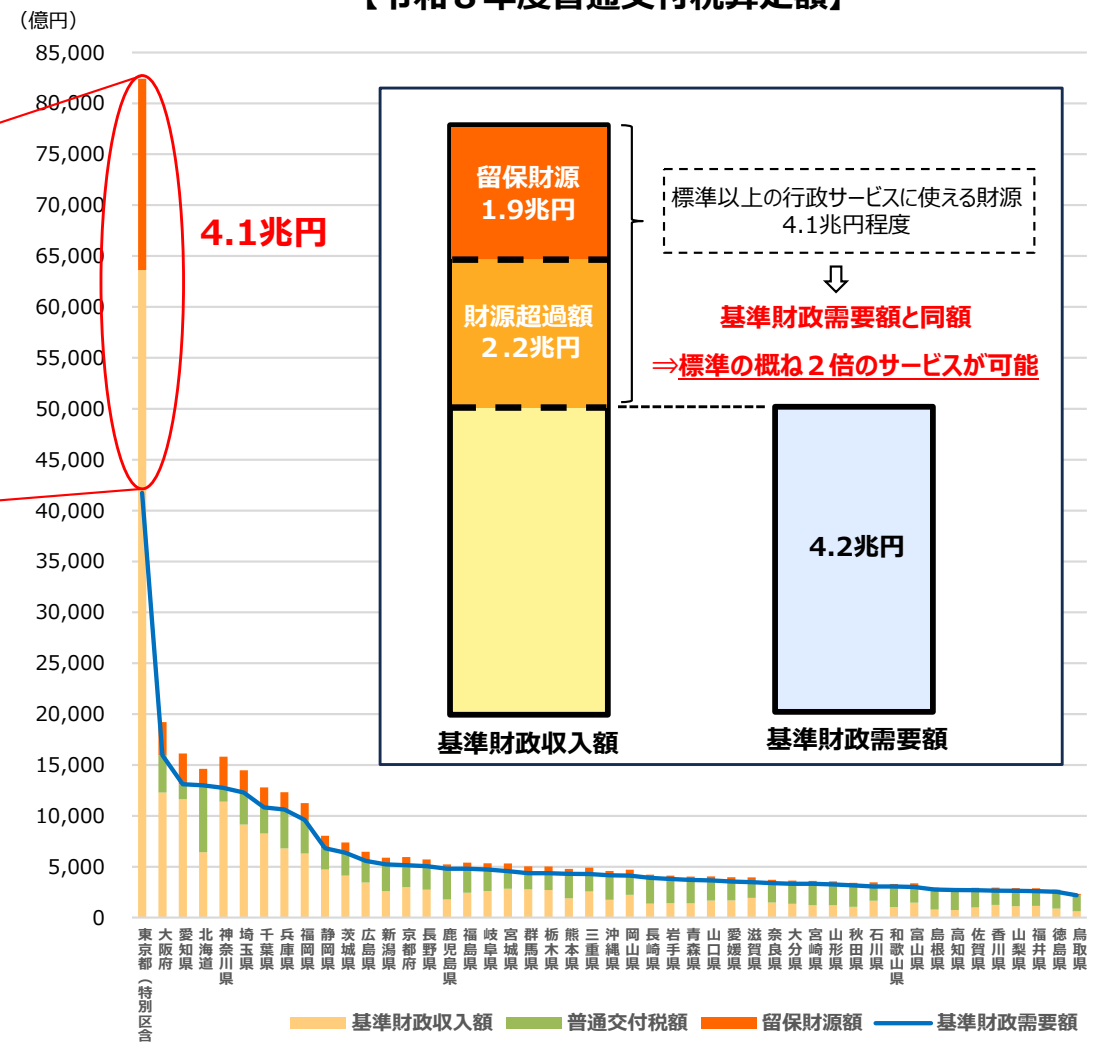
都道府県の基準財政収入額・普通交付税額・留保財源等の状況

- 足もとの令和8年度と、地域間の財政力格差が縮小していた平成23年度を比較すると、東京都（23区を含む）が標準以上のサービスにつかえる財源（財源超過額＋留保財源）は、1.4兆円から4.1兆円に拡大。
- これは、基準財政需要額の4.2兆円とほぼ同額であり、東京都は標準の概ね2倍のサービスが可能であると言える状況。

【平成23年度普通交付税算定額】



【令和8年度普通交付税算定額】



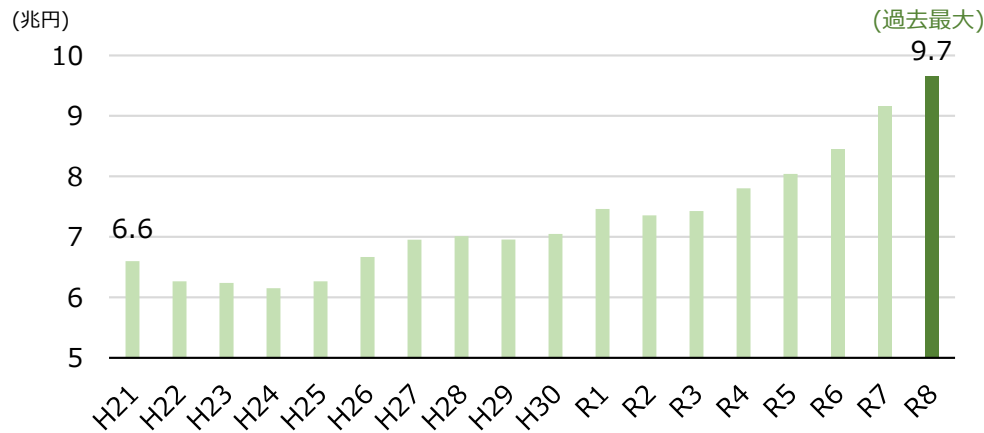
(出所)「令和8年度普通交付税の算定結果等」(令和8年7月24日)等

(注) 留保財源額は、標準税収入額等及び基準財政収入額から試算した金額。

東京都の予算総額・人口一人当たりの基金残高・地方債残高・一般財源額

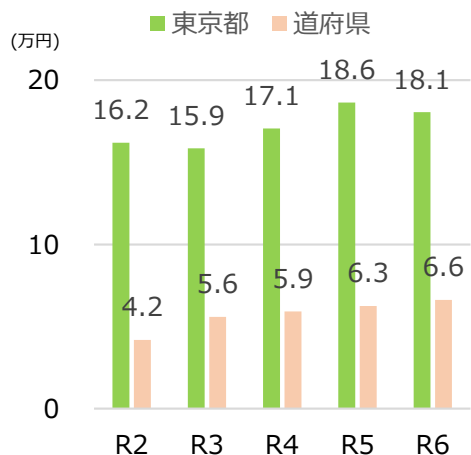
- 東京都は豊かな財政力を背景に、**税収増や基金残高の活用等**により、**既存事業の拡充や新規施策**を実施してきており、**足もとの予算規模は過去最大の9.7兆円の規模**となっている。
- **人口一人当たりの一般財源額**で比較した場合、**東京都は全国平均と同水準であるものの、一般的に、人口が集中し人口密度が高まると、行政サービスは効率よく提供できるため、一般財源の一人当たり必要額は減少する傾向**にある。**東京都はその傾向から大きく乖離**しており、他県と比べて**相対的に大きな財政余力を有している**と考えられる。

◆東京都の予算総額の推移（当初予算ベース）



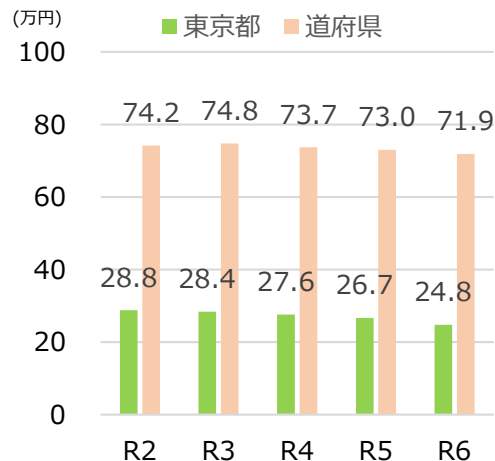
（出所）東京都「令和7年度東京都予算案の概要」より作成。

◆人口1人当たりの基金残高

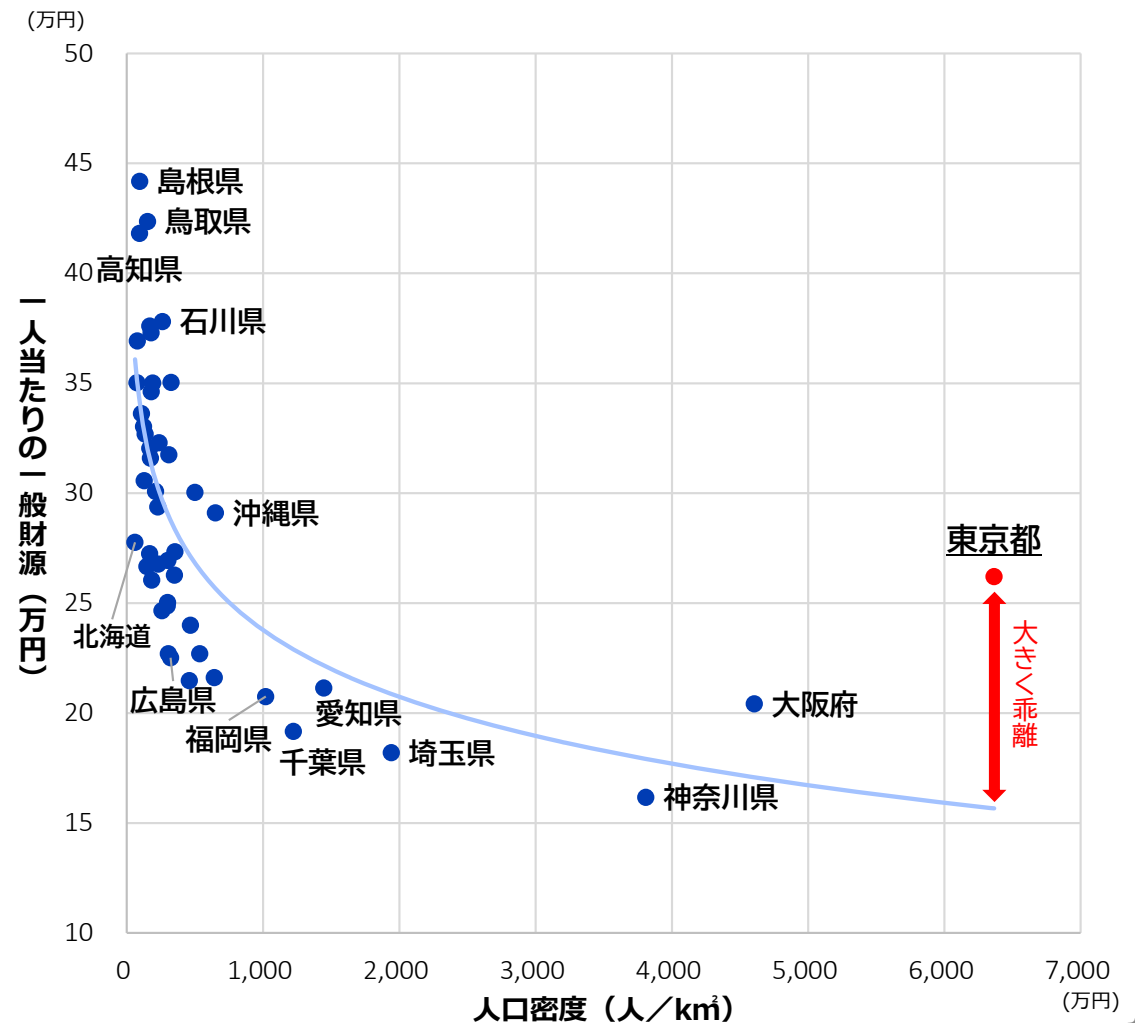


（出所）総務省「地方財政状況調査」等

◆人口1人当たりの地方債残高



◆人口一人当たりの一般財源と人口密度の関係

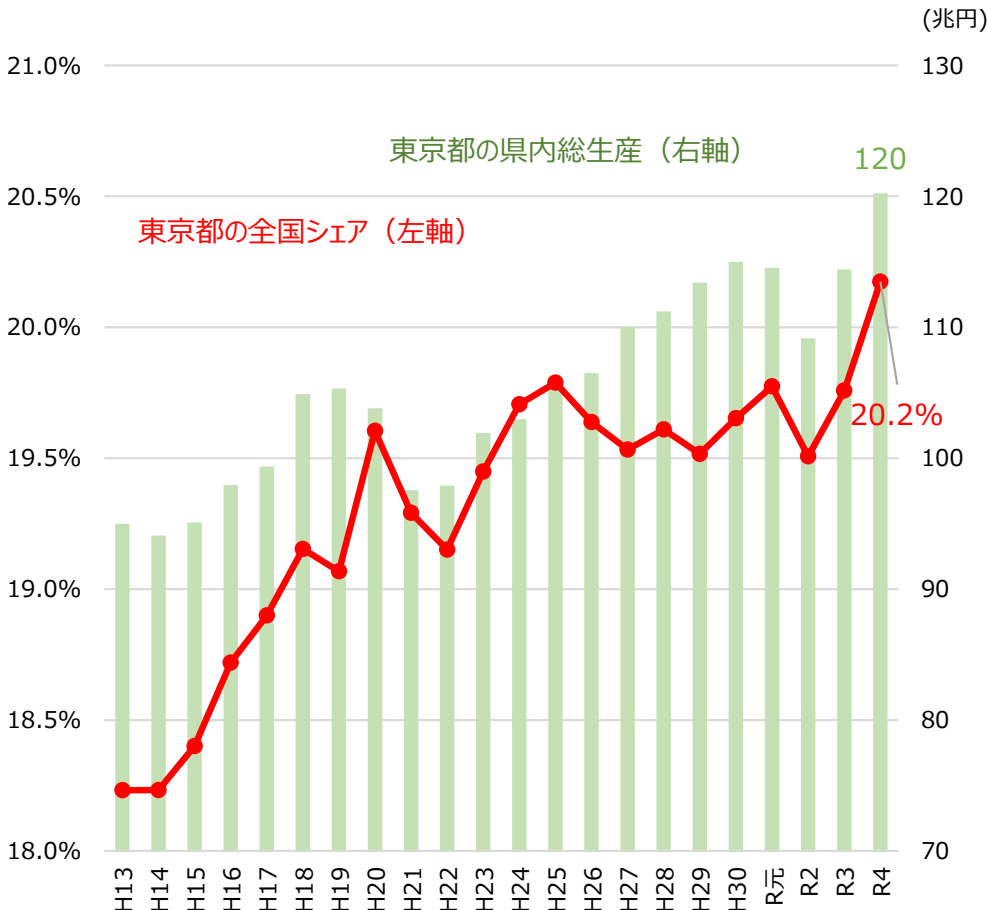


（出所）総務省「地方財政状況調査」より作成

経済社会構造の変化に伴う税源の偏在①

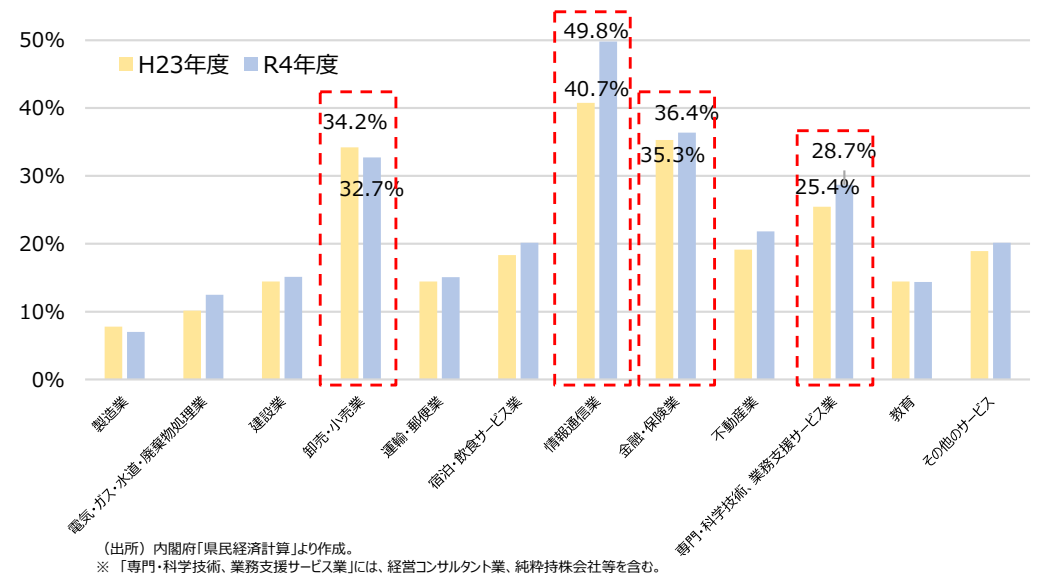
- 経済社会構造の変化に伴い、**大都市部に税源が集中する傾向**にあると考えられる。**東京都の県内総生産は全国の2割と高い割合を占めている。産業別に見ると、我が国の産業構造が製造業中心からサービス産業中心となる中で、情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業、コンサルタント業などは県内総生産の全国のシェアが3割～5割程度と特に高い割合を占めている。**
- 大都市部においては、**大法人の本店が顕著に集中している状況**にある。さらに、資本金100億円超の**大法人の状況をみると、東京都では、特に、他道府県に支店を持たない非分割法人の数の伸びが顕著**となっており、**事業活動の実態以上に税収が集中している状況**があると考えられる。**東京都の地方法人二税の全国シェアは、県内総生産の全国シェアを上回っている。**

◆ 東京都の県内総生産と全国に占めるシェアの推移

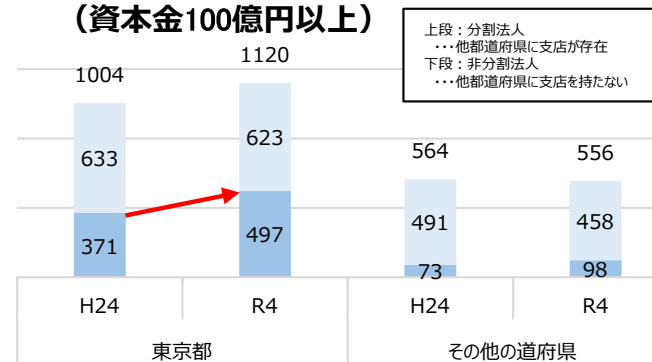


※ 本図における各数値は、H13～H17は「1993SNA・平成17年基準」を、H18～H22は「2008SNA・平成23年基準」を、H23～R4は「2008SNA・平成27年基準」を基に作成。

◆ 東京都の経済活動別県内総生産の全国シェア



◆ 大法人の本店等所在数の推移 (資本金100億円以上)



◆ 東京都の地方法人二税・県内総生産の全国シェア

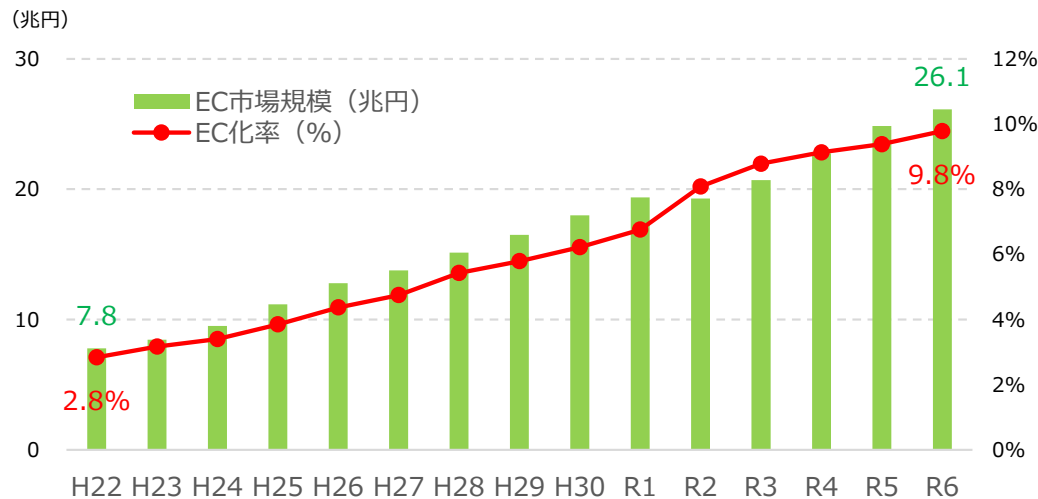
	東京都の全国シェア (R4年度)
地方法人二税 (譲与税除く)	28.2%
地方法人二税 (譲与税含む)	22.1%
県内総生産	20.2%

経済社会構造の変化に伴う税源の偏在②

- **電子商取引（EC）の進展やフランチャイズ事業の拡大などの経済社会の構造変化に伴って、大都市部においては企業の事業活動の実態以上に税収が集中する状況が生じている**と考えられる。
- **電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能**であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、**本店所在地に税収が集中する**。また、コンビニエンスストアなどの**フランチャイズ事業では、一般的に、加盟店はその利益の中から本社にロイヤリティを支払っている**ため、**フランチャイズ事業を行う本社の税収は本店等の所在地に集中する**。

(注) 法人関係二税(法人事業税・法人住民税)は、事務所等を有する法人に対して、その事務所等が所在する地方団体が課するものであるため、法人の事務所等が2以上の地方公共団体にある場合、分割基準(事業所等の数や従業者の数)により課税標準額を課税団体ごとに分割。

◆電子商取引（EC）の市場規模（B to C）及びEC化率の推移



(出所) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」を基に作成。

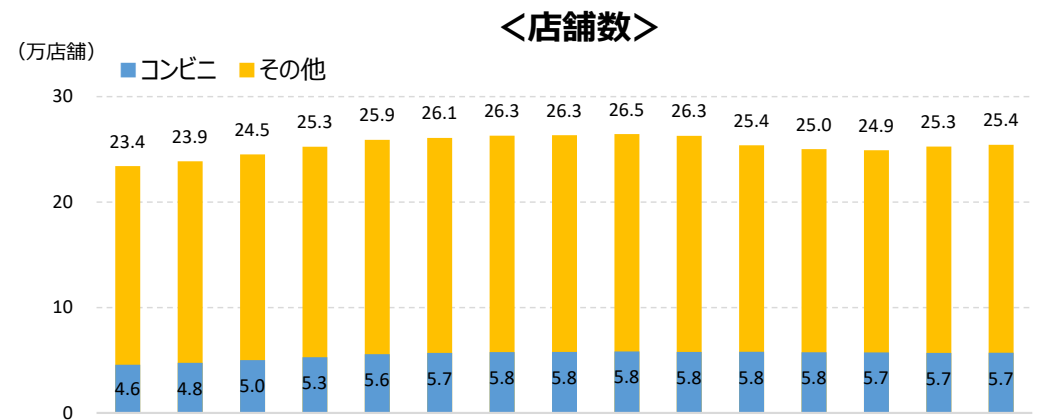
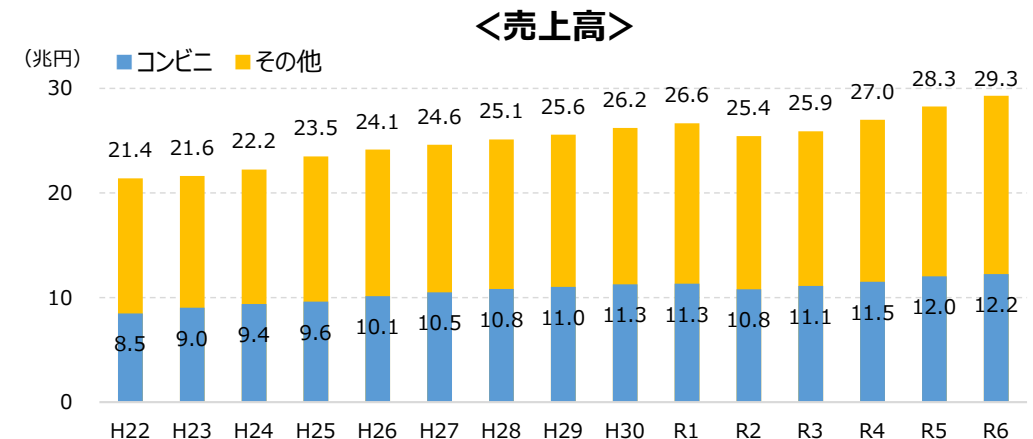
(注) B to CのEC化率については、物販系分野に限る。

◆小売販売額に占めるインターネット販売の割合（都道府県別・上位5都府県）

	東京都	大阪府	神奈川県	埼玉県	福岡県
インターネット販売のシェア (令和2年)	41.2%	9.0%	5.0%	4.2%	4.0%
店頭販売のシェア (令和2年)	12.5%	6.7%	6.7%	5.2%	4.1%
【参考】人口シェア (令和2年)	11.1%	7.0%	7.3%	5.8%	4.1%

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」、総務省「人口推計」を基に作成。

◆フランチャイズチェーン売上高・店舗数の推移



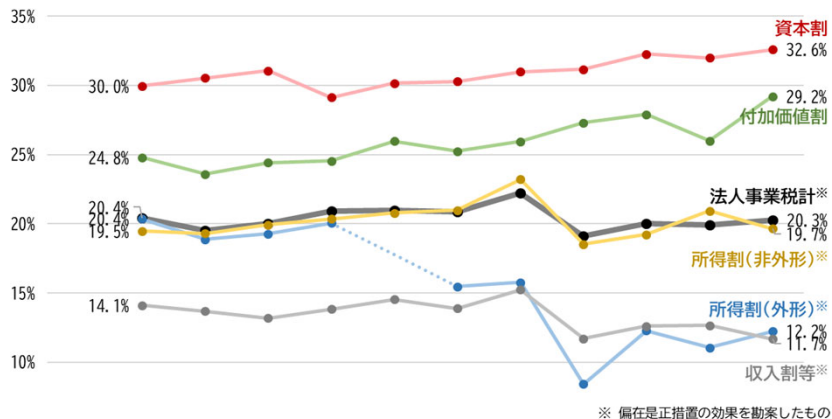
(出所) 日本フランチャイズチェーン協会「JFAフランチャイズチェーン統計調査」を基に作成。

令和 8 年度与党税制改正大綱

- 令和 8 年度与党税制改正大綱には、税源の偏在を是正する追加的な措置として新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするなどの措置の検討や、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税に関する必要な措置の検討が盛り込まれている。

◆東京都の法人事業税の税収シェアの推移

〔資料 3-2-17〕 全国に占める東京都の法人事業税の税収シェアの推移

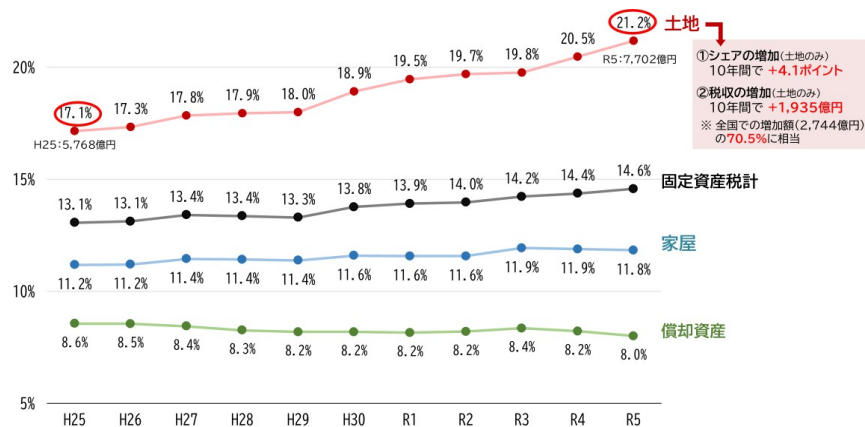


(注) 1 税収には超過課税及び法定外税等を含んでいない。「収入割等」は、収入割が課される法人に係る税収である。
2 所得割(外形)のH29シェアは、外形拡大(所得割の税率引下げ)等により異常値が生じているため表示していない。

(出所) 地方税制のあり方に関する検討会 報告書 (令和 7 年 11 月)

◆特別区の固定資産税の税収シェアの推移

〔資料 3-3-1〕 全国に占める特別区における固定資産税収シェアの推移等



※ 1 表示単位未満四捨五入の関係で、土地の令和5年度税収(7,702億円)と平成25年度税収(5,768億円)の差額と10年間の増加額(1,935億円)が一致しない。
※ 2 税収には超過課税及び大規模償却資産にかかる道府県課税分を含まない。
※ 3 都の特例により、特別区内は東京都が課税している。また、固定資産税収は、都区財政調整制度による東京都と特別区の財源調整を行う前の金額である。

(出所) 総務省「徴収実績調」(H30以前)、「地方財政状況調査」(R1以降)の決算額をもとに作成

(出所) 地方税制のあり方に関する検討会 報告書 (令和 7 年 11 月)

◆令和 8 年度与党税制改正大綱 (令和 7 年 12 月 19 日、自由民主党・日本維新の会)

第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方

3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方の活力は、すなわち日本の活力である。地方の伸びしろを活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図るためにも、地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくことが重要である。

近年、地方税収が増加する中で、令和 6 年度・7 年度の東京都の財源超過額が 2 年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。

こうした状況を背景に、行政サービスの地域間格差も拡大しており、東京都と隣接する地方公共団体等からは「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」との声が上がっている。

財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金 50 億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。また、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税についても、人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。

こうした経済社会構造の変化は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、今後も進行していくと考えられ、行政サービスの地域間格差の拡大はこの進行を更に推し進めることとなる。

一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約 10 万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和 9 年度以降の税制改正において結論を得る。

1. 地方財政の現状

2. 地方財政の課題

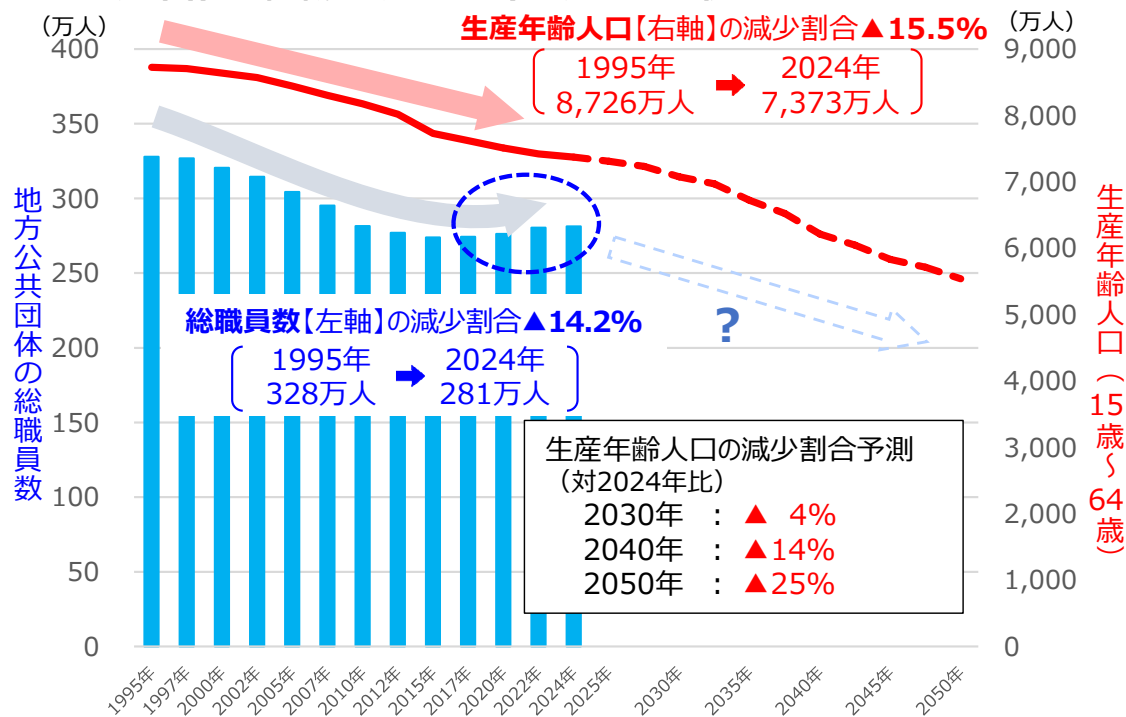
(1) 地域間の財政力格差・税源の偏在の是正

(2) 地方行政の効率化・広域化等

地方公務員数の推移と自治体行政の効率化

- 1995年以降、約30年間で生産年齢人口が約16%減少し、地方公共団体の職員数も同程度で減少。2050年には生産年齢人口は約25%減少の見込み。他方で、足もとでは、専門的な技術を有する職員が減少傾向にある一方、一般行政職員等は増加傾向。
- 今後、地域社会の担い手の減少が不可避である中で、地方行財政の持続可能性の確保が一層重要。多様なニーズに対応し、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくため、徹底した行政の合理化・効率化を図っていく必要。
- 同時に、担い手を広げ、民間企業を含めた多様な主体が連携・協働する取組を進めることで、活力ある地域社会の維持・地域課題の解決をはかっていくことが重要。

◆地方公共団体の総職員数と生産年齢人口の推移



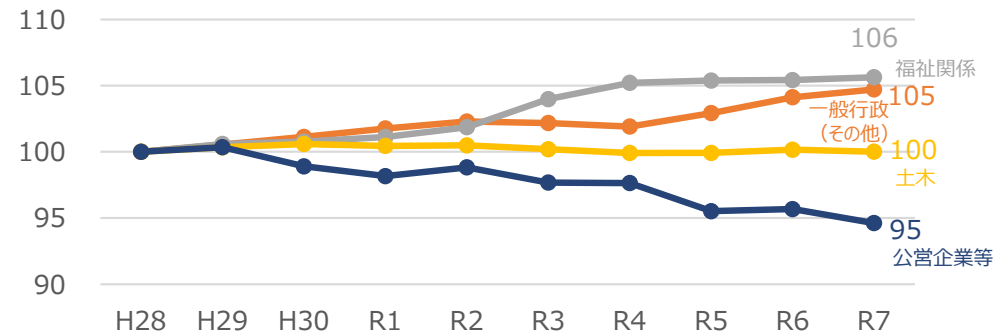
(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計（長期時系列データ）」、「人口推計（各年10月1日現在人口）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）をもとに作成。
(注) 2024年度までは実績ベース、2025年度以降は将来推計をベース。

◆出生数の推移



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

◆主な部門別の地方公務員数の推移（H28年の水準を100とした場合）



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」
(注1) 一般行政（その他）は、一般行政職員から福祉関係及び土木関連を除いた職員。
(注2) R2～R4については、一部、新型コロナによる影響等があることに留意。

◆会計年度任用職員数の推移

	R2	...	R7
会計年度任用職員数	622,306人	...	686,636人 (対R2: +64,330人)

(出所) 「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）」（総務省）
(注1) 会計年度任用職員制度については、令和2年4月1日から導入。
(注2) 任用期間が6ヶ月以上かつ1週間あたりの勤務時間が19時間25分（常勤職員の半分）以上の職員が対象

◆地方財政計画における給与関係経費（退職手当以外）の推移

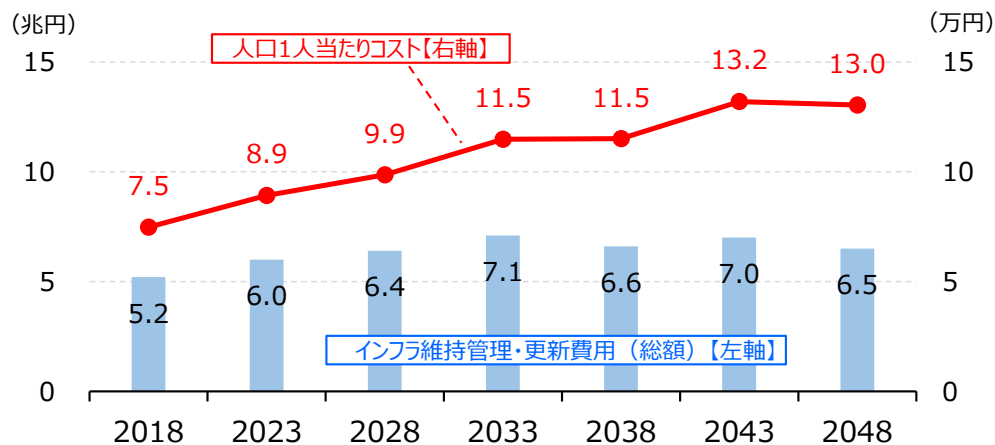
	R5	R6	R7	R8	R9 仮試算
給与関係経費 (対前年度比)	18.8兆円 (+1.3%)	19.2兆円 (+2.0%)	19.9兆円 (+3.7%)	22.8兆円 (+14.9%)	23.6兆円 (+3.5%)
【参考】 人事院勧告	+0.96%	+2.76%	+3.62%	+3.51%	

(注1) 「給与関係経費」は、各年度の地方財政計画における退職手当を除いた給与関係経費の金額。
(注2) R8以降の給与関係経費には、会計年度任用職員の給与等が含まれていることに留意。
(注3) 「人事院勧告」は、月例給の官民較差。なお、期末・勤勉手当の支給月数については、R5～R6勧告がそれぞれ+0.1月引き上げ、R7～R8勧告が+0.05月引き上げ。

広域的なインフラマネジメント推進・公共施設等の適正管理

- 今後、人口減少やインフラの老朽化に伴い、人口1人当たりのインフラコストが増加していく見込み。各地方公共団体において、限られた人員・予算の中で効率的にインフラ・公共施設の維持管理を行うためには、既存の行政区域に拘らない広域的な視点でインフラのマネジメントを行っていくことが重要。
- また、今後、人口減少により公共施設等の利用需要も減少していくことが見込まれる中、各地方公共団体においては、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施していく必要があり、自団体のみならず、隣接する団体を含む広域的な視野をもって公共施設等の統廃合等に取り組んでいくことも重要。

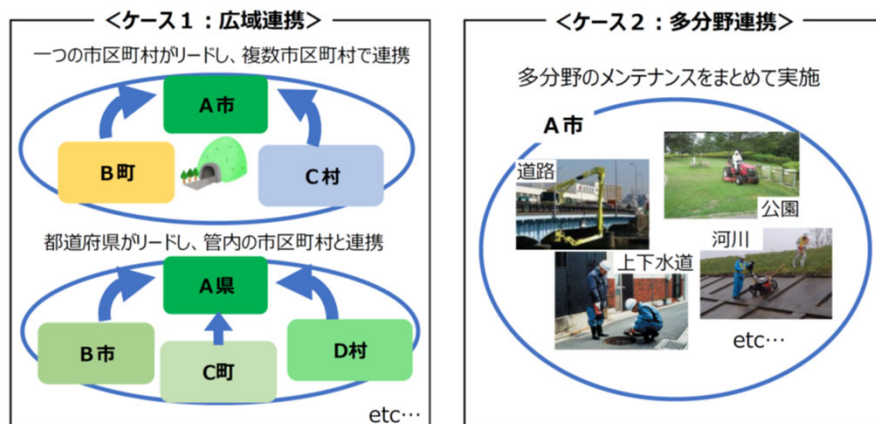
◆インフラ維持管理・更新費用の人口1人当たりコスト



(注) 今後の維持管理・更新費用は予防保全を行った場合。

(出所) 総務省統計局「人口推計(平成31年4月報)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」「(出生中位・死亡中位仮定)」、国土交通省資料を基に作成。

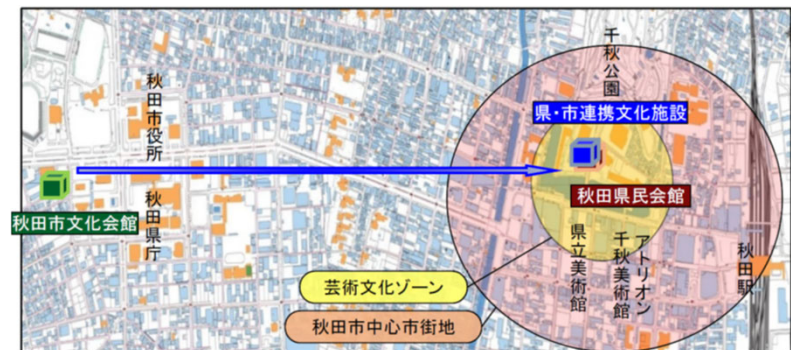
◆広域的なインフラマネジメントのイメージ



(出所) 国土交通省資料

◆複数の自治体が連携した公共施設の集約化の例(秋田県・秋田市)

- ・ 県民会館と市文化会館を廃止し、それぞれの機能を集約した施設を県と市が共同で整備することにより、それぞれ単独で建て替えるよりも、整備費と運営管理コストを縮減。(延床面積約▲4%減少)



(出所) 第33次地方制度調査会第16回専門小委員会(令和5年7月20日)配布資料

● 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(令和5年10月10日改訂)

第一 総合管理計画に記載すべき事項

第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

一～四 略

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

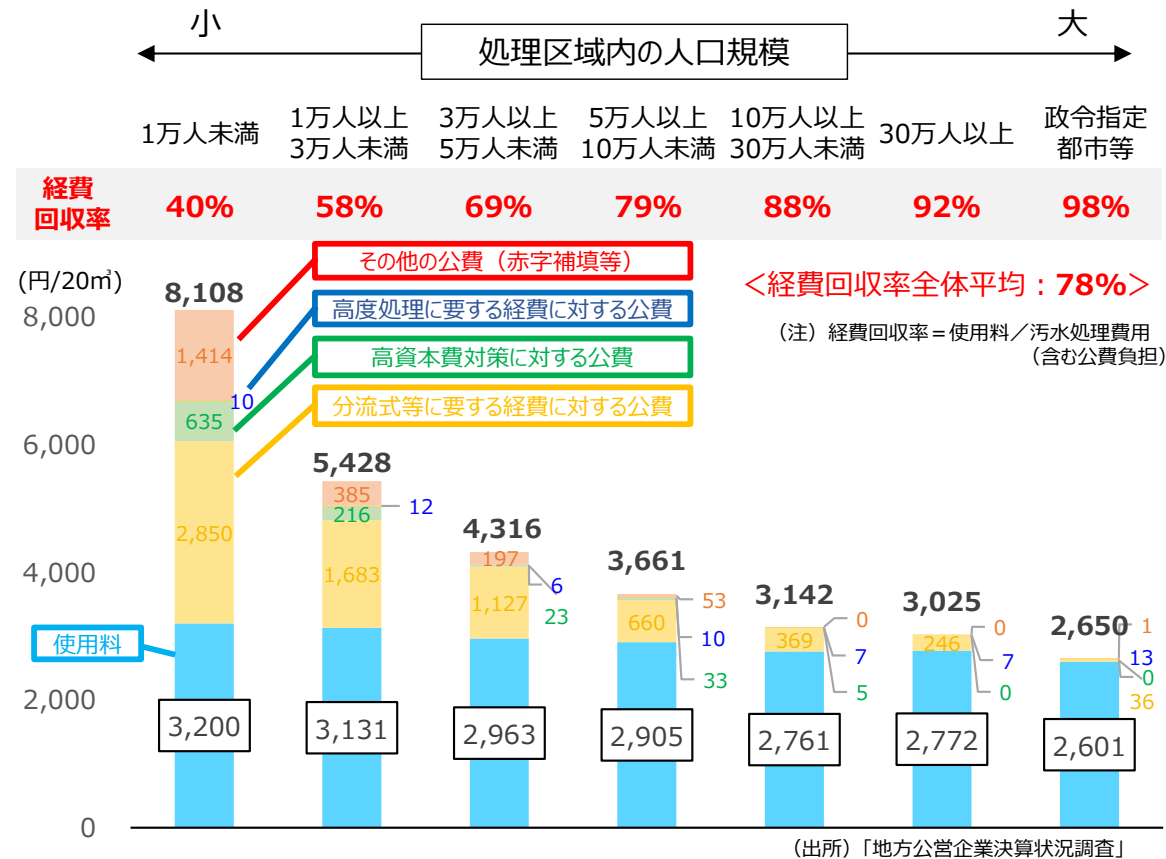
六 略

第三 その他

下水道事業の広域化・共同化

- **公営企業繰出金**の中で**最もシェアが大きい下水道事業**（R8地財計画計上額1.2兆円）については、「**雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う**」との原則（**雨水公費・汚水私費**）が掲げられている。
- しかし、足もとにおいて、**汚水処理に要する費用を使用料で賄っている割合**（経費回収率）は、特に、**処理区域内の人口規模の小さい事業者で低い水準**となっており、**大部分が各自治体の公費**により賄われている状況。
- 各自治体の公費負担を抑制していくため、「**汚水私費**」の原則を踏まえ、**使用料の適正化を徹底**していくとともに、**汚水1単位当たりの処理費用が処理区域内の人口が多いほど低下する傾向**があることを踏まえ、**広域化・共同化の取組を着実に進め、施設更新費や維持管理費の効率化**を図っていく必要がある。
- また、地方財政計画における**下水道事業の繰出金計上額**を見ると、**例年、決算との乖離**が生じていることから、この原因を分析した上で、**地方財政計画に適切に反映**していく必要。

◆人口規模別の汚水処理費用・回収率（R6決算）



◆下水道事業における広域化・共同化の事例（秋田県）

- 法定協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」「管路維持管理の共同化」等の取り組みを推進。

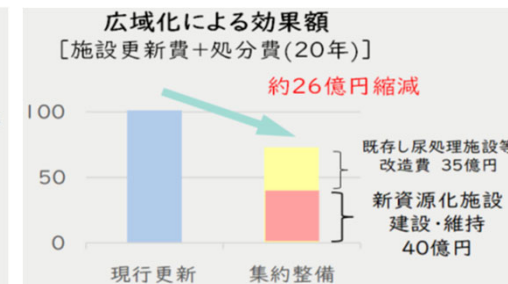
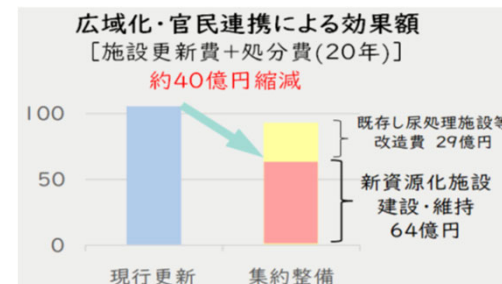
関係団体 秋田県、7市、5町、1組合

事業の定量的効果

- ・ 県北地区：し尿処理施設等更新費+20年間処分費 ⇒ **約40億円縮減**
- ・ 県南地区：現有施設更新費+20年間維持管理運営費 ⇒ **約26億円縮減**

【県北地区広域汚泥資源化事業】

【県南地区広域汚泥資源化事業】



（出所）国土交通省「下水道事業における広域化・共同化の事例集」（令和6年4月）

◆下水道事業に係る繰入金の決算額と地方財政計画額の推移

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
計画額	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
決算額	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
乖離	▲0.14	▲0.17	▲0.20	▲0.16	▲0.14	▲0.06

（出所）「地方公営企業決算状況調査」、総務省「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（注）決算額については繰出基準内の繰入金

「枠計上経費」の見える化と成果や必要性の精査

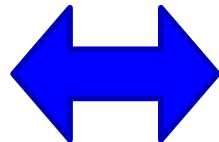
- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。平成29年度決算から、地方単独事業（ソフト）の決算額内訳が示されており、「見える化」は一定程度進んでいるが、公表された内容は毎年の地方財政計画との比較をする上では対応関係が明らかではなく十分なものと言えない。
- 例えば、「地域デジタル社会推進費」は、令和8年度に令和11年度までの延長がなされたところだが、情報システムに要する経費など施策横断的な経費と関係しているものであり、こうした横断的な経費との関係を明らかにした上で、事業の成果を精査する必要がある。
- 「枠計上経費」は、こうした「見える化」を進めつつ、成果や必要性を精査した上で、地方財政計画に適切に反映させていくべき。

◆地方財政計画（令和8年度）

給与関係経費	24.0兆円
一般行政経費（補助等）	28.0兆円
一般行政経費（単独）	14.4兆円
うちデジタル活用推進事業費	0.2兆円
地方創生推進費	1.0兆円
地域デジタル社会推進費	0.2兆円
地域社会再生事業費	0.4兆円
投資的経費（補助等）	5.7兆円
投資的経費（単独）	6.8兆円
公債費	10.8兆円
その他	11.3兆円

枠
計
上

計画と決算の
対応関係が
明らかでない



◆地方単独事業（ソフト）の決算額（令和6年度）

合計 30.1兆円

（主なもの）

民生費	9.0兆円
社会福祉費	4.1兆円
老人福祉費	2.4兆円
児童福祉費	2.2兆円
商工費	6.6兆円
教育費	4.1兆円
衛生費	3.8兆円
総務費	3.8兆円
その他	2.7兆円

・国保事業	1.6兆円
・後期高齢者医療 ・介護保険	1.0兆円 0.5兆円
・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ） ・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.2兆円）	0.6兆円 0.4兆円
・制度融資	4.9兆円
・学校給食費 ・学校施設管理（小中高） ・私立高校助成費	0.8兆円 0.4兆円 0.2兆円
・廃棄物対策経費（産業廃棄物対策・ゴミ収集等） ・公立病院等	1.2兆円 0.4兆円
・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.5兆円） ・庁舎管理	0.9兆円 0.3兆円

（施策横断的な経費）

情報システムに
要する経費 等



（注）金額は都道府県・市町村の純計額

（出所）地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区分別決算額（令和6年度）」を基に作成

◆「地域デジタル社会推進費」（令和3年度創設、令和8年度に令和11年度までの延長を決定）により想定される取組例

- ・デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
- ・条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

- ・地域におけるデジタル人材の育成・確保
- ・中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援 等

手数料・使用料の適正化

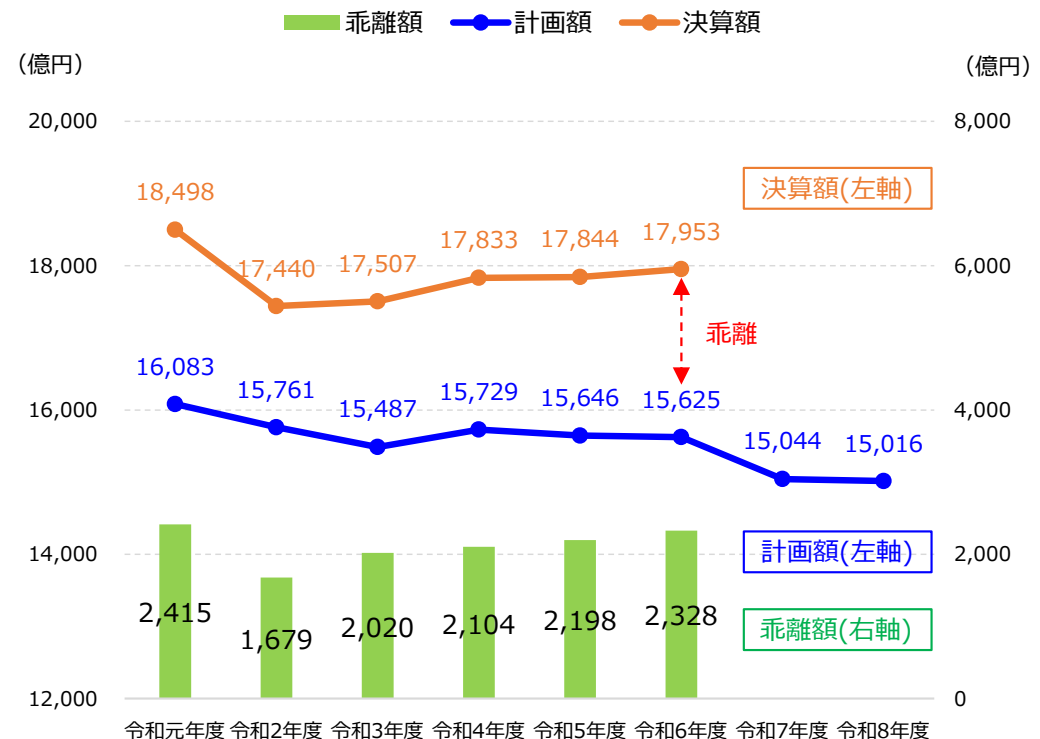
- **手数料・使用料の金額**については、それぞれ、地方公共団体がその判断により条例で定めることが基本であるが、**全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料**については、**政令で手数料の標準額が定められており、当該標準額については、人件費単価や物価水準の変動などの状況を勘案し、定期的に見直し**が行われてきた。
- 他方、**令和6年4月の見直し以降**、人件費単価や物価水準が上昇している中においても、**手数料の標準額の全般的な見直しは行われていない**状況。**手数料の標準額を適切に見直した上で、地方財政計画に適切に反映**していく必要。
- また、**手数料・使用料の地方財政計画における計上額**については、**例年、決算額との乖離が生じており、決算と比較して0.2兆円程度少ない水準**になっている。地方公共団体における独自財源の確保に向けたインセンティブにも配慮しつつも、**手数料・使用料の地方財政計画における計上額を適正化し、決算額との乖離の是正**を図っていく必要。

◆近年の手数料の標準額（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）の改定状況（直近10年間）

改正政令の施行日	政令改正の主な内容
令和6年4月1日	物件費等の増加や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
令和4年4月1日	人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
令和元年10月1日	消費税率引上げ(8%→10%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定
平成30年4月1日	人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定

（注）上記のほか、直近では、部分的な標準額の見直しとしては、宅地建物取引業法に係る手続のデジタル化への対応及び現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額の改定を実施（令和7年4月1日施行）

◆手数料・使用料の地財計画計上額と決算額の推移



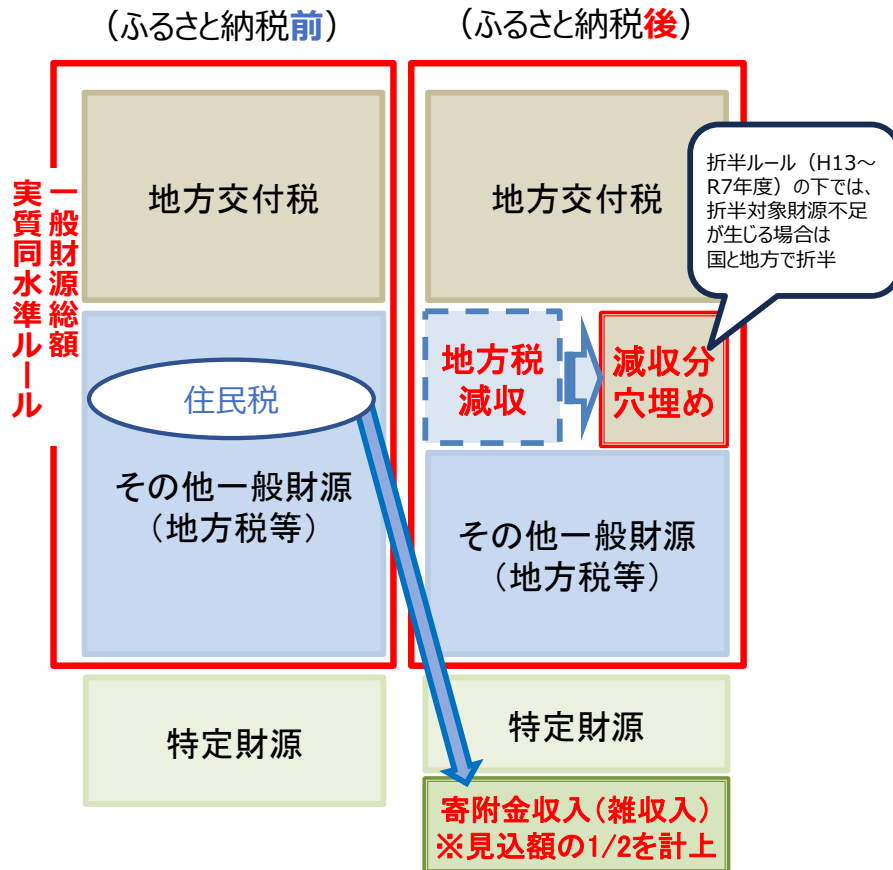
（出所）総務省「地方財政統計年報」

（注）決算額については、高等学校等就学支援金交付金（公立分）及び保育所使用料相当額を含まない。

ふるさと納税

- ふるさと納税は、導入趣旨を踏まえれば、寄附金控除の仕組みを活用した住民税の納付先の付替えと考えられるが、地方財政計画や自治体会計においては住民税収の減少と寄附金収入として認識される。
- 地方財政計画においては、現状、ふるさと納税による住民税控除見込額の全額を控除している一方、ふるさと納税の寄付金収入見込額については、その5割のみを歳入計上している。他方、令和8年度税制改正の大綱において、本年10月以降、寄付金の合計額から募集に要する費用を控除した額（寄付金活用可能額）を従来の5割から段階的に6割に引き上げることとされており、これに合わせて寄付金収入見込額を歳入計上する割合を見直すことも検討すべきではないか。
- また、ふるさと納税の用途については、納税者が分野を指定しない寄附の割合が3分の1超を占めており、ふるさと納税収入の一定割合を一般財源として扱うことも検討すべきではないか。

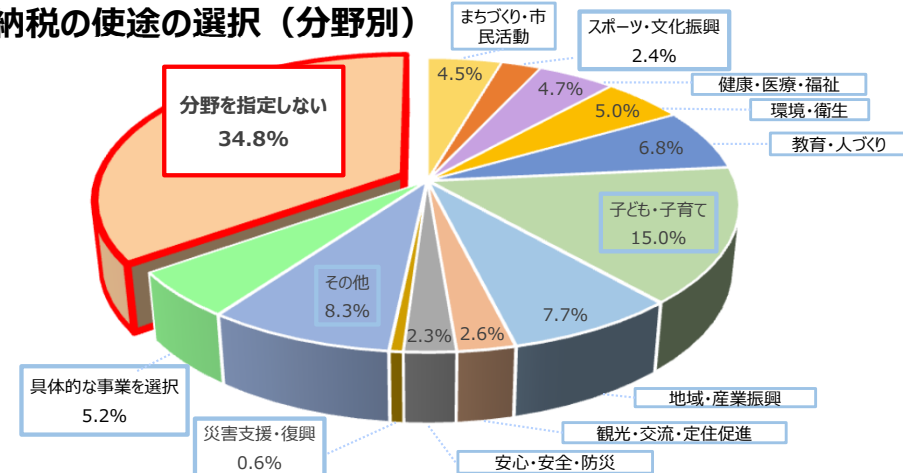
◆ マクロ（地方財政計画）での扱い



令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）

- ① 略
- ② 総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、次の基準その他都道府県等による寄附金の用途に係る基準を加える。
 - イ 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」（仮称）という。）が当該寄附金の合計額の100分の60に相当する金額以上であること
 - ロ 寄附金活用可能額の用途に関する事項について、公表すること
- ③ 上記の改正は、令和8年10月1日以後に効力を生ずる指定について適用する。ただし、上記2イの割合について、次のとおり所要の経過措置を講ずる。
 - ※②イにおける指定期間対象と割合
 - 令和8年10月1日から令和9年9月30日までの指定対象期間 100分の52.5
 - 令和9年10月1日から令和10年9月30日までの指定対象期間 100分の55
 - 令和10年10月1日から令和11年9月30日までの指定対象期間 100分の57.5

◆ ふるさと納税の用途の選択（分野別）



（出所）総務省「各自治体の令和7年度受入額等」をもとに作成

（注1）納税者が用途（分野・具体的な事業）を選択できるものを集計。

（注2）分野の重複あり。「その他分野」については、具体的なプロジェクトから、「ふるさと活性化」という包括的なものまで多様な分野を含んでいる。